

平成21年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成21年6月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	今井利和君
2番	西村重之君	9番	五十嵐辰雄君
3番	白旗修君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
7番	佐々木喜章君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課主幹	村田啓子君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	木村克美
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年6月8日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これから議事日程に入ります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、2番西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

○2番（西村重之君） 皆さんおはようございます。1番通告、2番西村重之でございます。

私は、今回、次の3点について質問させていただきます。

一つ目に町道103号線の改修工事計画、2番目に信号機の新設、3番目に茨城県南水道企業団との統合に向けた進捗状況についてお伺いしたいと思います。

初めに、1点目の町道103号線の改修工事計画についてお伺いします。

今回も、一刻も早く住民が安心できるようにと思い、再度質問させていただきます。

団地内のメイン道路も30年経過、道路も傷み、道路下に埋設されている上下水道管等が老朽化による破損事故につながります。また、バス通りに面した住民の皆様方が、振動に日々おびえている状況であります。この改修工事要求は10数年前より行っていますが、財源難を理由に進展はありません。以前に、国の補助事業制度などの有効な手法を取り入れながら考えたいという答弁がありました。

そこで、次の点について質問します。

一つ目に、道路維持管理制度は確認されたと聞いていますが、下水道や雨水等に関して補助制度が見つからず、さらに検討すると聞いていますが、結果はいかがでしょうか。

二番目に、地下埋設物、雨水、上下水道、污水管等の調査を行う考えはあるのか。あるとすれば、実施時期と調査費用をお聞きしたいと思います。

三つ目に、調査結果によるが、敷設がえが必要となった場合、速やかに改修工事を実施する考え方があるのかどうか。

四つ目に、改修工事を実施する場合、高齢者や障害者等の皆様を考慮したバリアフリーを含めることも考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

次、2点目の信号機の新設についてお伺いします。

町道103号線は、通勤通学用のバスを初め、乗用車やバイクが、朝夕に限らずスピードを出し頻繁に行き来しております。設置希望箇所は、以前に事故が発生、最も危険箇所であります。その場所は、特に子供や高齢者、また障害を持つ住民が多く見られ、いつ事故が発生してもおかしくありません。これらに関しては、平成16年11月19日付で信号機設置要望書を提出、以降も要請するが進展がありません。また、途中の経過報告もありません。住民の安心・安全のことを考えれば、速やかに設置をお願いしたいと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目に、メイン道路に出る場所に塀があり、視界が悪く、多数の住民や運転者からも設置要望が出されています。住民の皆様が買い物等に安心・安全に行動ができることを願っていますが、行政としてどのように考え、どのように対策を検討されているか、お伺いします。

二つ目に、利根町全体を見て、危険と察知できる交差点等が10カ所程度あると聞いています。その後の対策についての考えをお聞きしたいと思います。

三つ目に、住民の皆様を交通事故から守る最低限の信号機設置に向けたその後の進捗状況についてお伺いします。

次に、3点目の茨城県南水道企業団との統合についての進捗でございます。

先日、茨城県南水道企業団との統合に関する進捗状況の説明を受けましたが、一般質問締め切り後ということもあり、また傍聴者の皆さんにも聞いていただくためにも質問させていただきます。この件について、過去に質問もしております。

住民の皆様は、諸物価高騰による費用負担が大きく、少しでも補てんできる可能性のある水道企業団との統合を願っております。統合までにはいろいろなハードルがあり、慎重に進められたと思います。統合資料においては、県水受水の設備及び工事等を考慮し、平成24年度を統合の時期に設定していると聞いています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目に、利根町を含む4市町議会の承認が必要である。このため議会提出時期はいつなのか、お伺いしたいと思います。

2番目に、料金体制で、一般家庭の家事用20ミリ及び営業用途での価格差はどうなっているのか。

三つ目に、財政計画画面において、県南水道料金に合わせ利根町分を下げた料金で、平成39年度までの財政を検討していると聞いています。具体的な内容についてお伺いします。

また、四つ目に、統合するに当たり必要経費はいかほどかかるのか、お聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の町道103号線の改修工事計画についてでございます。

町道103号線改修工事、10数年前から要求している、しかしながら財政難を理由に進展がないとのご指摘でございます。まことにそのとおりでございます、大変申しわけなく思っております。

察するに、議員は、議員になられる前から町の財政状況を理解され、大変苦しい台所事情だと思っておられたと。だから、今、町は何をすべきかということ、どうしたらこのような事業が実施できるようになるのかということも理解されているというふうに思っております。しかし、今は議員としての立場での発言をいただいておりますので、財政難である、財源難であるということがより理解をいただいているものと思っております。その上に立って答弁をお聞きいただければと思います。

第1点目の道路維持管理制度は確認されたと聞いているが、下水道の雨水等に関して補助制度が見つからず、さらに検討すると聞いているが、その結果はということでございます。

この維持管理制度は確認されたかということがございますが、町の財源難でできないので、何か財源が見つかったのかと、また実施する制度があったかというふうなことかと思っております。

下水道につきましては補助制度がございます。ただ、この103号線沿いでございますけれども、ここは民間が整備いたしました住宅団地ということで、公金を投入していないところでございます。全面敷設であれば、補助事業として受け入れられる可能性がございます。しかしながら、現在使用している下水道管は、撤去、あるいは残しながら新しい管を敷設するには新規事業よりもお金がかかります。ですから、次の質問にもございますように、現在の管路の調査をいたしまして、その結果状況を確認した上で、どのような方法で進めたらよいか十分検討を今現在しているところでございます。10数年前の要求が、この私になってから進展しようとしているということでご理解をいただければありがたいと思

っております。

2点目の地下埋設物の調査につきましては、今申し上げましたけれども、調査を実施する方向で、今回の議案にもございますように、補正予算といたしまして250万円の調査費を計上させていただいたところでございます。

次に、3点目の調査の結果敷設がえが必要となった場合の工事の実施、また時期等はどういうこととございますが、先ほど申し上げましたとおり、調査の結果を踏まえて、財政面と財源を十分に検討した上で判断をしていきたいと、要は結果待ちだというふうにご理解をいただければと思います。

それから、4点目の改修工事を実施する場合、高齢者や障害者等の皆様を考慮したバリアフリーを含む考え方があるかということとございますが、これは実際に工事を行う場合は当然のこととございまして、議論はまたないということだと思っております。

次に、2番目の信号機の新設についてのご質問でございます。

議員もご承知のように、信号機は茨城県公安委員会が設置するものでございます。議員ご指摘のように、平成16年11月19日付で信号機設置要望書を町の方に出された、途中報告がないということとございますけれども、町の方では、区長さん方、当時は西村さん自治会長さんをやられていたかなとも思いますけれども、それらの要望につきましては、その都度回答しているかと思っております。

質問の中で、途中報告がないから質問をするということとございますけれども、今現在の区長さん方、あるいはまた住民の方はどうのように考えておられるのかはわかりませんが、近くにはバス停などもございまして、車も今以上につながってしまうというようなこと、いろいろな面があるかと思っておりますので、それらを総合的に考慮しながら、取りつけ等については考えていきたいと思っております。

また、途中報告がないということで、いかにも町行政が不手際だというような指摘がされておるところとございますけれども、質問の中での発言なので、議員が質問の中での発言なので、これをお聞きになっている人が実際にどのように思ってしまうか、また感じてしまうかと思っておりますので、もう一度申し上げますと、この信号機というのは、あくまで町が設置するものではない、茨城県公安委員会が設置するものだということを十分にご理解をいただきたいと思っております。

ですから、公安委員会の方で、町から出されたこういった設置要望が、何番目に工事が位置づけられているのかというのは、私どもには全然わかりません。聞くところによりますと、事故発生状況を考慮しながら設置しているというようなお話を聞いているところでございますので、その途中報告を皆様方にお知らせするということは町としてはできませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

さて、ご質問の町道103号線の団地中央バス停横の交差点につきましては、町といたしましても信号機設置の必要性は感じております。毎年、信号機の設置要望書を取手警察署

を通じて茨城県公安委員会に要望しているところでございます。また、町担当課職員にも、機会あるたびに、取手警察署には口頭により信号機設置のお願いをさせているところでございます。

また、信号機設置の必要があるその他の交差点につきましても、同様に要望をいたしておりますが、まだ設置されていないのが現状でございます。このような交差点において、町ができ得る対策といたしましては、カーブミラーの設置をして今現在対応しているところでございます。

交差点等の交通事故の発生を抑制するためには、信号機の設置が最も有効である、効果的であると考えますけれども、交通事故は交差点以外の場所でも多数発生しております。交通安全は社会全体の問題であり、安全な交通社会を実現するためには、住民お一人一人の交通ルール遵守意識の高揚を図ることが最も重要であると考えておるところでございます。

また、参考までに申し上げますと、この設置費用は1基当たり約240万円から620万円かかるということで、財政負担も大きいことから、取手警察署管内の既存の交差点への新規設置は、年に1基程度であるということでございます。参考までに申し上げておきたいと思えます。

続きまして、3番目の茨城県南水道企業団との統合に向けた進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の利根町を含む4市町議会の承認が必要であるが、議会提出時期はいつなのかのご質問でございます。

今年の3月中旬の茨城県南水道企業団正副議長会議におきまして、平成24年度を目標に統合する、企業団の規約変更を今年中に議会に諮るとのことで決まりました。これを受けまして、規約の変更を含めた手続につきまして、今現在、茨城県市町村課の指導を受けているところでございます。

そういうことでございますので、議会提出時期はいつなのかということにつきましては、この規約変更の手続が終わってからになるかと思えます。

次に、2点目の料金体制につきましてのご質問でございますが、そもそも双方の料金体系に違いがございます。利根町は口径別、県南水道は用途別になっております。月に20立方メートルを使用した場合でございますが、利根町の料金は4,200円でございます。これに対しまして、県南水道の家事用は3,675円、営業・団体用は4,935円となっております。価格差は、県南水道の料金が家事用で525円安く、営業・団体用では735円高くなっております。

参考までに申し上げますと、利根町の13ミリが同じく月に20立方メートル使用した場合、県南水道の家事用は3,670円と同額になるわけでございます。

続きまして、3点目の財政計画において、県南水道料金に合わせ利根町分を下げた料金

で平成39年度までの財政を検討していると聞いているが、具体的な内容はということでございますが、39年度というこの年度、だれからお聞きしたかわかりませんが、39年度までは検討しておりませんので、したがって具体的な内容は申し上げられません。

次に、4点目の統合するに当たっての経費はいかほどかというご質問でございますが、詳細は決まっておりますが、概算でございますが、またひとり歩きしますけれども、あくまで概算ということで申し上げたいと思います。

現在の井戸水をやめて、全水量を県水にするために県企業局から送水管を増設するのに約7億円、その県水を受水する施設改良また電気系統設備などで約2億円から3億円、これが統合の前年度までに整備する経費でございます。

次に、県南水道企業団から条件整備といたしまして、統合後の平成24年度以降は4億円から5億円必要となり、総額で概算15億円という試算をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（若泉昌寿君） 2番西村重之君。

○2番（西村重之君） では、2回目の質問に入ります。

1点目の103号線の改修計画、これは私も区長経験しながら以前からお願いしてきたことなんですけれども、今回の議会において補正予算250万円が計上されておるということで、前向きな方向で調査入っていくのかなということで考えております。

ただ、ここに至るまで、住民の安心・安全という形のところが少し遠ざかったような気もしております。ただ、利根町の財政難の中から、ようやくこのような動きが出てきたということは、私もそうですけれども、住民も幾らか安心していくのかなという考えを持ちます。

ただ、これから埋設物の調査に入るとは思いますけれども、時期もいつという回答もありませんでしたけれども、その結果によっては、年度がえにいくのかなということも考えられると思います。先ほども町長の答弁の中で、調査結果を待たなきゃしょうがないという状況で報告受けています。

そういう中で、利根町の財政状況を見ていきますと、1年前の利根町の財政よりもことし、ことしよりもさらに来年という状況で財政状況の悪化が進んでいくんじゃないかなという最中にこういう問題をお願いしているわけですけれども、できるだけ早く調査結果を出していただきたいなと思っております。

それと、先ほどもちょっと質問しているんですけれども、道路管理に関する補助制度という問題で、以前も私も質問したときに、町長の答弁の中で、国、県と改正要望していくと同時に、昨年5月に国土交通省道路局長に意見提出したという答弁は受けております。それはどういう結果になったのか、お聞きしたいなと思います。

それと、利根町の全体を見ても、住民の方が高齢化社会に入ってきているという状況の中で、障害を持つ方、寝たきりの人たち、いろいろな方たちいらっしゃると思います。ま

た、ふだんの買い物等に行動されている高齢者の方も、シルバーカーとか電動車いすを利用されている方が多数いらっしゃいます。そういう方々の安心・安全ということを考えると、先ほども申し上げたバリアフリー、これはぜひとも計画の中に取り入れていただければなど考えております。

そういう中から、利根町においても、あと五、六ですかね。高齢化率がもっと上がっていきたく思いますので、事前に速やかな形で、計画、工事の実施、これらをお願いしたいということで再度質問させていただきます。

今後、財政が一番問題になると思いますけど、時期とかいうのがわかればお願いしたいなと思っております。それに対する対応について、ちょっとお伺いしたいと考えております。

それから、2番目の信号機の新設なんですけれども、これも私、平成16年ですか、区長した段階でもそういう話をしたわけなんですけれども、その答弁の中でもいろいろな問題は聞いております。また、担当課の方からも聞いておりますけど、私の言いたいのは、毎年9月ごろ取手警察に対する要望を出しているということは聞いております。ただ、今の取手警察につきましても、旧北相馬郡といいますか、守谷の方は相当人口増云々、それから事故の発生率が高いということで、そちらの方に先行されていっているというふうに理解している状況です。

その中で、利根町におきましても、さっき町長もおっしゃってありましたように、ドライバー、それから歩行者、みずからの身を守るためにも注意して行動しなきゃいかんというのはわかっておるわけなんですけれども、私も時間のあるときは、ある交差点、何カ所かありますけど、子供たちの安全、高齢者の安全、その辺を立哨するために行っておりますけど、その中で見ていきますと、やっぱりドライバーの考え方といいますか、認識といいますか、相当なスピードを出している。それから、一たん停止も全然しない、そういう問題もあります。そういう中で、事故につながるケースもあると思います。実際、以前には事故が発生しております。こういう形の中で、住民自身が信号機の設置は必要という判断を受けていますので、それらの形のものを行政から取手警察という形になるとは思いますけど、何らかの形をお願いしたいなと思っております。

また、先日、信号機のない交差点での車両事故発生、こういうのもいろいろあります。これが減ることになれば、ドライバーの責任云々という問題につながると思いますけど、何らかの目安といいますか、あれば防げるんじゃないかなと考えております。

それと、子供たち、高齢者の方々の日々安全な行動を起こしてもらうためにも、先ほども取手警察で1基という実績の報告がありましたけれども、やっぱり危険を速やかにキャッチしてやっていただくことが住民へのサービスじゃないかなと考えております。

早尾台だけ云々じゃなくして、ほかにもまだ9カ所、10カ所という要望もあると思います。

それから、前回3月の議会でも、子供たちの登校途中の信号機、この問題も出されております。そういう形の中で、もう少し行政としてできる方向、要望書だけじゃなくして、またカーブミラーだけじゃなくして、目につく信号機なんかがいいんじゃないかと考えておりますので、その辺も、もう一度、町長、担当課長含めて答弁いただきたいなと思っております。

それから、3点目の県南水道企業団の統合という問題、これは先日説明も受けて、私らも理解して、何とか前向きな形でお願いしたいと考えております。ただ、ちょっと最近流れたニュースがありまして、それをお聞きしたいなと思っております。それに対する対応、どういう形でやっていくのか、お聞きしたいと思っております。

一般家庭の方に、住民からも意見入ってきているんですけど、水道料金5%以上値下げするという情報が流れているわけですね。住民の方は値下げというのはすぐ頭に入る、これを取り除くのは時間もかかると思っています。ただ、そういう県南水道統合という問題が起こっている最中に、こういう話が住民の方に流れているという形になっております。

さっきの町長の答弁、統合まで15億円ぐらいかかる、わかりますけれども、基金として18億円ぐらい多分あると思っております。だから、そういう形の中で値下げできるんじゃないかという、先行した形で住民の意見も出てきております。ただ、これは先ほども質問してきますけど、一市町議会で否決されれば統合は不可能だという状況を聞いておりますので、そういうことがないように我々も一生懸命頑張る所存でございますけれども、こういう情報を速やかに、住民に対する説明といたしますか、そういう形のものをお願いしたいなと思っております。

こういう形で統合がもし仮になるとなれば、すべて住民負担という形に置きかわってきますので、住民はその辺は十分に心配をしていると思っておりますけど、それに対する考え方について再度お聞きしたいなと。これは住民に対する説明、これは十分やっていただきたいなと考えておりますので、それらの点について再度課長からも答弁お願いしたいなと考えております。

以上で、2回目を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、103号線の改修工事につきましては、先ほども申し上げましたように補正予算で調査費を計上してございますので、はっきり言って、民間がやった工事については調査しないとわかりませんので、その金額がどのぐらいになるか。少なくとも済むのか、膨大な金額になるのかという、まずそれを試算することから始めたいということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、議員の方の103号線ばかりじゃなくて、利根町全体にはいろいろな補修す

る場所がいっぱいございます。ですから、議員さんが一生懸命自分の地域を守ろうとするその発言、その熱意というのはわかりますけれども、行政といたしましては、やはり全体的な面を見なきゃなりませんので、そういうこともまたご理解いただかなくてはなりません。ただ、調査が始まったということで、計画が煮詰まりつつあるということでご理解をいただければなと思っております。

それから、国に要望等の云々につきましては、秋山財政課長から答弁をさせます。

それから、実際に道路を改修するに当たっては、今後はやはり少子化の問題で、少ない子供さんをけがさせたり、あるいは体の故障を起こさせないためにも、これは絶対必要でございますので、バリアフリーの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、この議論はまたないというふうに私は考えておるところでございます。

また、交通信号機の設置等につきましては、今申し上げましたけれども、なかなか設置ができない。守谷が人口が多いからというご指摘がございましたけれども、今の現状について、総務課長の福田課長の方からその詳細についてお答えをさせたいと思います。

それから、3点目の水道の統合の話でございますけれども、水道料金が5%低くなる情報が流されていると。これは行政としては流しておりませんので、議員として、そういった情報は的確に、どこから流れているのか、その情報は正しいのか正しくないのか、そういうことをはっきり見きわめた上で一般質問をなさってください。議会でそういう質問されると、町では流していないものを、だれが流したかわからないという流言を議員さんがおっしゃるということは不謹慎だと私は思っております。

それから、もう一つは、それに関連して値下げの問題なんですけれども、今この利根町で統合を目指している中で、3市にお願いしている中で、そういう発言は私は差し控えていただきたい。もう少しゆっくり、統合に向けて3市の心証を今ようやく前向きにこちらへ向いていただいたんですから、ゆっくり見て、行政を信用していただきたいなと思っておりますので、3市の議会の方に悪影響のないように、議員の皆様方もその言動には十分注意していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

国への要望ということでございますけれども、通常の補助事業とは別に、今回、ご承知とは存じますけれども、世界的な金融危機によります経済危機対策といたしまして、21年4月10日に政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議におきまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金と地域活性化公共投資臨時交付金という二つの交付金が、21年度の国の補正予算に創設されるということになりました。

補正予算の方は、先月の末だったと思いますが、国の方で可決されていると。法案の方については、先週、衆議院の方は可決されたやに聞いておりますけれども、そのような形

で21年度の補正予算が国の方で定められるということで、その経済危機対策臨時交付金については、試算ですが、利根町へ約1億900万円ほど交付されるということでございます。その交付金は、地球温暖化対策、あるいは少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他地域の実情に応じてきめ細かな事業を積極的に実施して経済対策に寄与していただきたいということでございます。

先週の金曜日の冒頭の町長のごあいさつの中でも話がございましたが、想定される事業としましては、公立学校の太陽光発電の導入やデジタルテレビなどの導入、そして安全・安心な交通空間などの整備ということございまして、経済危機臨時交付金については、先週の6日までに、事前の相談といいますか、事前協議といいますか、事前に計画があれば出してくださいということで、取りまとめをいたしまして国の方に報告をしております。そこでその事業が該当するかどうかを最終的に決定をいただきまして、事業計画をつくって提出するような形になろうかと思っております。

公共投資臨時交付金については、まだ不明でございまして、どのような形で交付されるかはわかりません。金額につきましても、計算式があって交付されるものではなくて、町なら町で事業計画をつくって、それを申請をして、その申請の中で交付額が決まってくるということでございますので、そちらの方につきましても、詳細が示され次第対応していくということで考えております。

○議長（若泉昌寿君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

○総務課長（福田 茂君） それでは、交通安全対策、それと信号機の設置等につきまして、補足してご説明の方をしたいと思います。

交通安全対策につきましては、現在、町では、取手警察署、利根地区交番、取手地区交通安全協会、これらと連携のもとで、交通安全指導隊並びに多くのボランティアの協力を得まして、町内の交差点及びお宅訪問等により交通安全チラシの配布をしたり、また通学路での立哨指導や各小学校、幼稚園、保育園で交通安全教室を実施して、交通安全意識の啓発に努めているところでございます。

また、信号機の設置につきましては、県内全域の交通量、これは県警の方なんですけど、県内全域の交通量及び道路の整備状況等を勘案して、道路の新設に伴う交差点などの緊急度の高い順から設置しているということでございます。

20年度の設置数につきましては、茨城県内で80基だそうです。それで、取手警察署管内では3基、そのうち守谷の方の新設道路に2基、それと既存の生活道路、町で要望しているような場所ですね。そういった場所につきましては、取手市内に1カ所ということでございます。

また、本年度に入りまして、新規にこの近辺でできるということをお聞きしたんですが、圏央道の開通に伴いまして、それに続くアクセス道路ですか、そういった新設された

道路がございまして、稲敷の方に3基ほどその新設道路へ設置するというのを伺っております。

信号機の新設につきましては非常に厳しい状況でございますが、町民を交通事故から守るということで、引き続き要望活動の方を続けてまいりたいと思っております。

また、あわせて交通安全運動につきましても、さらに強化していきたいと考えておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） 水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

○水道課長（飯塚正夫君） 今、町長もお話したように、5%の話はちょっと根拠がわからないので説明できません。

あと、途中の内容ですか、県南水道企業団への統合の内容を住民に知らせた方がいいんじゃないかと、その辺どうなんだということの質問かと思うんですが、非常に神経質な交渉を行っております。今回、先ほど西村議員がお話しされておりましたように、議員皆さんに正式に説明したというのは、多分この間の5月25日ですか、それが初めてだと思います。

というのは、3月に初めて、正副企業長会議は何回も行われているんですが、初めてその方向が決められたというふうなことでございまして、それまでに何回行っても決めていただけないとか、そういった神経質な交渉してしまっていて、中には、これはなるべく言わないでほしいとか、これはいい、どうのこうのと、すごい内容が難しいんですね。ということなので、その途中、途中をまして住民に知らせるということは、具体的に何も決まっていないので、非常にひとり歩きされるような文章になってしまうということなので、もう少し具体的に決まり始めて、確定されたものは流せますけれども、その前の途中経過というのは、相手方を考えますと非常に難しい対応になるのかなということで、今のところ途中経過に対しましてはお知らせするような手段がないのかと思っております。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） 2番西村重之君。

○2番（西村重之君） 3回目の質問といいますか、先ほど町長の発言の中で、県南水道の値下げの話、これは住民から我々代表である議員の方に情報が流れているわけですよ。そういうものをお尋ねするということが不謹慎とはどういうことなんですか。その辺を再度町長の考えをお聞きしたいと考えて、終わります。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） 再三申し上げておりますように、行政は5%値下げするとか何とか情報は流しておりませんから、ですから、議員としての立場で、一般の方だったらいざ知らず、議員としてそういう決まってもないことをこの議会でお話しすることはいかな

ものかと、こういうふうに申し上げているんですよ。

議員は、正しい情報を知る立場にあるんです。一般の人よりも、ちょっと事務局へ行って聞けばわかるじゃないですか。それを、ただ、一般の人がこう言ったから、それはちょっとおかしいんじゃないですか。議員さんは正しいことを逆に住民の方に知らせる、これが議員として私は正しい方向だと思いますけれども、そういうことで申し上げたわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

11時5分から再開します。

午前10時50分休憩

午前11時05分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど西村議員の答弁の中で、経済危機対策等の交付金の事業を取りまとめをしまして国の方に事業の事前協議等を行っているということで、日にちを「先月の6日」と申し上げましたが、正しくは「6月5日」、先週の金曜日ですので、訂正をさせていただきます。

○議長（若泉昌寿君） 2番通告者、9番五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 2番通告、9番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして、次の3点について質問いたします。

1番ですが、「広報とね」5月号の記事について質問いたします。

この記事は、次のようなことが書いてあります。

利根町、取手市、つくばみらい市が連携し、茨城県南部地域産業活性化協議会を設立、この協議会の計画で、本町は町全域を企業誘致の促進地域と定め、既存企業の活性化を図り、旧利根中学校跡地など町有地の利活用や人、物、情報が行き交う若草大橋を通る美浦栄線バイパスのインパクトを生かして企業の誘致を進めていきます。このように掲載しております。

そこで、井原町長は、就任してから7月でちょうど任期4年になります。この間、龍ヶ崎市との合併は県、龍ヶ崎市、利根町で協議中とのこと、町民に説明が足りないのではないかと思います。

企業を誘致して雇用を創設し、利根町の発展を図ると再三言われております。今回の町内全域を企業立地の促進区域とする法的な根拠として、この法律の名称について申し上げ

ますと、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律です。いわゆるこの企業立地促進法に関連して、次のことをお伺いします。

まず、広報の記事に戻りますが、町内全域を企業立地の促進地域と定めるとなっています。そうなりますと、町の全域について用途制限の適用がなくなります。その点をお尋ねいたします。

利根町は、用途地域で市街化と調整区域に分かれております。その点についての用途地域の考え方を町長に、まずお尋ねいたします。

次に、質問の通告順にお尋ねします。

まず、1番ですが、企業誘致の行動計画と予算措置について、茨城県南部地域産業活性化協議会は5年間と期間が定められております。現在の事務事業は、町当局ではどのように進めておりますか。

2番ですが、地域産業活性化基本計画を策定し、3月25日に国の同意を得たと広報紙に書いてあります。計画の概要についてどのようになっていますか、お伺いします。

3番ですが、国の同意を得た基本計画により、既存企業や新たに進出する企業の国としての具体的な支援策についてお答えください。

4番ですが、利根町企業誘致条例の制定と奨励金等の交付について、これについては条例を提案しております。その名称は、利根町企業立地促進条例です。通告しましたので、概略を質問いたします。

5番ですが、町内全域を企業立地の促進区域と定めているが、利根町は都市計画区域で区域区分が定められている都市計画区域であります。区域区分と用途地域の関係についてお尋ねします。これは通告の前に一度質問いたしてあります。

6番ですが、町内全域を企業立地の促進区域と定めていますので、そこでは農振法施行規則第4条の4第1項第27号規定の適用を考えていますかどうか、お尋ねします。

それから、2番でございますが、広報公聴活動でございますが、これについては総務課長にご答弁をお願いいたします。

3期基本計画にある町政への町民参加の方法として、行政をわかりやすく開かれたものにするために、広報公聴活動の一層の充実、地区懇談会の実施となっています。

次のことをお伺いいたします。

1番ですが、地区懇談会、これは町政報告会と称するものを各地区で開催していると聞き及んでおります。そこで、総務課長、町政報告会というものの現在の実施状況をお尋ねします。

そして、今後の計画はどのように進めるかをお聞きいたします。

最後でございますが、行政改革でございます。

行政改革は、予算の歳出の削減だけを目的に進めているような気がいたします。そして、短絡的、機械的に削減していけば地域の活力が失われてしまいます。削減は目的ではなく、

実効性のある議論を展開することです。

そこで、町にあります行政改革懇談会の議論をもとに、町民を主体とする行政改革プロジェクトチーム等を設置する考えはあるかどうかをお尋ねします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

質問の前になるお話がございましたけれども、利根町の最大の課題、それは自主財源の確保ですね。ですから、それに向けて、自主財源を確保するには何が一番いいか。再三申し上げておりますように、私は、土地利用を高める、それが一番いいというふうに考えて、いろいろと事務事業を進めてきたところでございます。その結果といたしまして、今回、茨城県南部地域産業活性化協議会を立ち上げて、さらなる利根町の土地利用を高めようということで今まで活動してきた結果が、この設立された協議会でございます。以下、質問に沿ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の企業誘致の行動計画と予算措置についてでございますが、本年度の当初予算におきまして、企業誘致活動を行うための経費といたしまして1万3,000円、また町有地などの企業誘致活動を推進していくための情報等の収集等を行うために茨城県工業団地企業立地推進協議会負担金10万円を計上して、本年度より協議会へ加入しております。これは既に予算が成立した中で計上してある金額でございます。

そして、本議会定例会におきまして、企業の立地を促進するための本町独自の優遇措置を講じて産業の振興及び雇用の創出の場の確保を図るため、利根町企業立地促進条例案を上程したところでございます。

また、企業立地に向けた町有地など物件の案内や町の優遇措置などを盛り込んだパンフレットを作成いたしまして広く情報発信するために、印刷製本費63万円の補正をお願いしているところでございます。

次に、2点目の地域活性化基本計画を策定し、国の同意を得た計画の概要についてでございますが、企業立地促進法の規定に基づき、今年の2月19日に、企業立地を促進するため取手市、つくばみらい市と茨城県南部地域産業活性化協議会を設立いたしております。平成21年度から5カ年間で、地域内の既存企業の活性化や生活関連産業などの新たな産業などの集積を図っていくために、茨城県南部、利根町を含めた取手、つくばみらい市でございますが、地域産業活性化基本計画を策定して、3月25日に経済産業大臣を初め、6大臣の同意をいただきました。この協議会には、3市町のほか、茨城県、それからキヤノン株式会社、また株式会社常陽銀行も参加しているところでございます。

この基本計画では、すべての地域を集積の促進地域として、特に企業立地を進める地区

を15地区、255.5ヘクタール、うち利根町は大平地区5.3ヘクタールを指定しております。また、具体的な達成目標に、企業立地を20件、新規雇用人数を1,000人、製造品出荷額増加目標額を3,000億円などを計画しております。

このうち利根町分につきましては、新規雇用者数46人、製造品出荷目標額3億6,000万円を計画としておるところでございます。

次に、3点目の国の同意を得た基本計画により、既存企業や新たに進出する企業の国として具体的な支援策は何かということでございますが、投資額規模などの一定の要件がございますが、茨城県南部地域産業活性化基本計画に基づきまして、事業者が事業を実施する場合に、企業立地計画または事業高度化計画を作成いたしまして知事の承認を得ること、次に申し上げる支援措置を受けることができるとされております。

四つほどの支援策がございます。

まず、一つ目といたしまして、立地企業への設備投資促進税制による特別償却の適用がございます。これは対象業種に該当する場合、新規企業立地の設備投資において、1年目のみ普通償却に加算して、機械で15%、建物等で8%の特別償却が認められます。租税特別措置法による措置でございます。

2番目といたしまして、超低利融資制度が利用できます。これは、中小企業者が事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の超低利融資を利用できるものでございます。10年返済、利率が1.35%、設備資金貸付限度額は7億2,000万円と聞き及んでおります。

3番目に、立地企業に対する地方税の減免、免除額への普通交付税の補てんでございます。食品製造業など農林水産業関連業種は5,000万円以上の投資額、その他は2億円以上の投資額で、減免額の75%を3年間補てんするというものでございます。

四つ目でございますが、企業誘致による増収となる固定資産税の増分の5%を特別交付税で交付するなどがございます。

次に、4点目の利根町企業誘致条例等の制定と奨励金等の交付についてのご質問でございます。利根町では、利根町に希望する企業に対してどのような優遇措置をとるんだというご質問かと思えます。

1点目の質問の企業誘致の行動計画のところでは申し上げましたとおり、本議会定例会に、立地企業などに対する企業立地奨励措置及び雇用促進奨励措置を盛り込んだ、利根町企業立地促進条例案を上程させていただいております。

企業立地奨励措置の案でございますが、要件を満たした事業者には、課税対象となる資産に係る固定資産税と都市計画税に相当する額を、操業開始日の翌年の4月1日から5年間交付するものでございます。

雇用促進奨励措置は、要件を満たした事業者には、町内に住所を有する35歳以下の新規雇用者1人につき20万円、障害者の場合は25万円を、操業開始日から六ヶ月経過した日から3年間交付するものでございます。

本町は、年少人口割合が県内において下から2番目でございます。また、高齢者の割合が年々増加している状況でございます。このようなことから、産業の振興と雇用の場を創出いたしまして、人口流出の歯どめとなるように、また企業立地環境の整備を進めることが重要だと考えている次第でございます。

次に、5点目の区域区分と用地区域の関係でございますが、この件については議員の方がよくご承知かと思えますけれども、利根町は、昭和41年に取手都市計画区域、そして44年に竜ヶ崎牛久都市計画区域、そしてその翌年45年11月25日に区域区分の決定がなされております。市街化区域と市街化調整区域に区分されたわけでございますが、その当時は、市街化区域といたしまして80ヘクタール、市街化調整区域は2,422ヘクタールでございます。その後、現在は市街化区域が211ヘクタール、市街化調整が2,279ヘクタールでございます。この数字は合っておりませんが、これは途中で利根町の全体の区域が少し減少されておりますね。当時はたしか25.02キロ平方メートルだったものが、今は24.9キロ平方メートルですか、そういうことで全体的に減っていることから、この数字は合っておりません。

用途地域につきましては、今申し上げました市街化区域210ヘクタールについてのみ定められるものでございますが、この用途地域を大きく分けると、住居系、商業系、工業系の三つがございます。利根町は工業系はございません。

その中で、さらに細かく分けられておまして、12分割されております。利根町におきましては、現在この中の6地域の指定がございます。

そういうことで、今、利根中あるいは町有地等につきましても、さらなる用途を引き上げて幅広く利用しようということで考えているところでございます。

次に、6点目の町内全域を企業立地の促進区域と定めてあるが、農振法施行規則第4条第1項第27号規定の適用ということでございますが、茨城県南部産業活性化基本計画では、町内全域を企業立地の促進地域としておりますが、同基本計画に、農用地として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地以外の用途に供するために行う土地利用の調整に関する事項といたしまして、今後、産業集積を図る上で農用地を農用地以外の用途に供する必要がある場合には、関係機関と調整を行った上で転用を行うものとするという計画になっております。

このことから、農業振興地域の整備に関する法律、通常農振法とっておりますけれども、この施行規則の適用をするためには、別に関係機関と調整を行った上で、市町が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画とっておりますけれども、それを策定することが必要となります。

この第27号の規定でございますが、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において、その位置、種類等が定められているものについては農業振興地域から除外される規定でございます。企業誘致について有効な制度の一つというふうに考えております。

このたびの町の計画では、農業振興地域における企業誘致に関しまして、特定法人貸付事業を活用した企業参入を想定しているところでございます。

ただいま申し上げました特定法人貸付事業に触れますと、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により創設されたものでございまして、構造改革特区における農業生産法人以外の法人による農業経営を全国展開した制度というふうになっておるところでございます。

広報公聴活動につきましては、秋山課長から答弁をさせます。

続きまして、行政改革についてでございます。

行政改革につきましては、歳出の削減だけだ、実に短絡的だというご指摘がございましたけれども、先ほどから申し上げましているように、将来の歳入の計画というのは非常に時間がかかる、要するというごこともご理解いただきたいと思っております。

それでは、行政改革についてお答えを申し上げます。

本町の行政改革の取り組みにつきましては、行政改革大綱を基本に策定した集中改革プランで計画的な目標を立て、実施しているところでございます。ご承知のように、この集中改革プランは、平成17年度から21年度までの5カ年間ににおける行政改革の指針となるものでございますが、これまですべての年度で目標を達成してきておるところでございます。

その中身につきましては、これまでもいろいろと申し上げてきたところでございますので、申し上げませんけれども、この行政改革、21年度で終わるということでございますので、さらなる22年度からの計画を今策定をしているところでございます。

それから、最後の行政改革プロジェクトチームを設置する考えはあるかということでございますが、町民を主体とする行政改革プロジェクトチームということでございますが、内容がちょっと漠然としておりますので、はっきり申し上げられませんが、今後行政改革を推進していく中で十分に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

○総務課長（福田 茂君） 2番目の広報公聴活動について、一つ目が地区懇談会の実施状況、二つ目で今後の計画についてというご質問でございますが、担当課が企画財政課になりますので、企画財政課長よりご答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

二つ目のご質問の地区懇談会でございますけれども、平成18年度から行っております。平成19年度は4回、平成20年度も4回開催いたしております。この懇談会は、いろいろな町の事業などを町民の皆様方にご理解いただくとともに、町民の皆様方からもご意見等を

お聞かせいただきまして、あわせて町政のご協力をお願いしているものでございます。

平成19年度においては、町振興計画3期基本計画案をご説明をしながら、ご意見等をお聞かせいただきました。平成20年度は参加者は少なかったようでございますけれども、出席された方々からはいろいろなご意見等をお聞かせいただいたと考えております。

また、町民の皆様方からいただきましたご意見等につきましては、町の行政運営に反映できるものは取り入れていくということにしております。

今後の計画ということでございますが、平成21年度におきましても、開催方法や町民の皆様方への周知方法などを検討いたしまして、より多くの町民の皆様方のご参加をいただけるような懇談会にしたいと、そんなふうを考えているところでございます。

○議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 2回目の質問をさせていただきます。

ただいま企画財政課長の答弁がありましたけど、利根町課等設置条例ですが、広報公聴に関することというのは総務課の事務分掌になっているんですけど、これは中の担当係、課の変更かなんかあったんでしょうかね。広報公聴に関することは課長の事務分掌で総務課ですが、その違いについてお伺いします。

ついでに、前後しますけど、2回目ですけど、広報と公聴でございますが、今、秋山課長は平成18年、19年、20年という大分古い情報をお出しになりました。情報というのは、新しくないと情報の価値がないんですね。公聴と広報というのは新しい分野でございますので、平成18年、19年、20年度あたりは情報の価値はないと思うんですね。

それから、最近の情勢ですが、町政報告会と称するものが、指定管理者を置く町の公共施設、何カ所かございますね。ここで、町主催で町政報告会を開催しております。そのほかにも、公共的色彩の強い各地区の集会施設、通称、名称は各地区で違います。自治会館とか集会所とか、そういうところでも開催しておりますね。これについては非常に地区的に偏っていますね。広報公聴というのは、全体的にとらえて平均化してやるのが懇談会ですが、一部に偏った懇談会等がやられていると、そういう感じがあります。

そうしますと、課長、指定管理者を置く公共施設でやった場合、現在やられていると伺っておりますが、これは平成21年度の事務事業の成果説明書に記載する価値があるのかどうか。町主催で、町長主催で、指定管理者を置く公共施設で町政報告会やった場合は、当然これは所掌事務の担当課の範疇に入ると思いますね。そうしますと、当然これは平成21年度の事業の成果説明書に記載すべきものであります。その点のご認識について、担当課長、こういった事務事業は担当課長の範囲と思うんですが、その点も確認したいと思うんです。

それから、ちょっと前後しますけど、先ほど町長から、農振法の27号計画ですが、これは農業振興地域の整備に関する法律の施行規則です。繰り返しますけど、市町村が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、これは通称27号計画でございます。これを策定

すれば、いつでも工業団地や大型ショッピングセンターが、または物流倉庫、こういったものが、農林水産省並びに県の許可がいただければ、これは立地は可能でございます。どうしても必要があれば、農振地域の農用地でもこの計画は有効でございます。これは農林水産省の農振法の中の例外規定でございます。

そして、農林水産省の資料によりますと、この計画による全国の優良農地の転用ですが、2007年度までの3年間で837ヘクタール、この数字は農林水産省の資料ですから正確な数字でございます。837ヘクタールも転用しております。やっぱり農業のための農地と、あと工業関係の土地ですが、生産性を一番これからは問題化します。食糧難の時代において優良農地をつぶすのはどうかと思うんですけど、幅広くこれもご検討願います。

そこで、これに関連しまして、町の方向でございますが、去年の3月にできました第4次利根町総合振興計画、3期基本計画の中に土地利用構想があります。これカラー刷りですが、その土地利用の中で、新しい産業促進エリアとして何地区か定めております。そして、ことしの3月にできました利根町都市計画マスタープランの中で、将来の土地利用図、その中で産業促進ゾーンとして何地区が明記しております。これも27号計画を適用すれば、ただ構想でなくて、もっと進んだ計画に格上げされて、成田空港から40分という非常にその地区は好立地でございます。町長が再三言われますけど、旧利根中の跡地利用、それから美浦栄線のバイパスの早期完成と、大分声を大にして、議会とか「とね広報紙」などでも町長が政策を述べております。

ですから、私は、利根町当局でもっと早く、農振法の施行規則の27号計画、こういったものを早目にお出しになった方が、もっと議論が活発化されると思います。

利根中跡地にしても、去年の1月ごろ馬券売り場の問題が浮上してから、用地地域がどうのこうのと対応がちょっと遅いような気がするんですね。用途地域の制限という認識が、町当局としてはちょっと足りないんじゃないかと思えますね。

確かに、去年の1月ごろ、急に用途地域の話が出ました。用途地域というのは建築物の制限が非常に厳しいわけですね。あそこは住居系の地域です。もちろん勝ち馬投票券の発売所、遊技場等は、建築または設置できません。非常に建築制限の多い場所でございます。そして、去年の3月ごろから、都市計画マスタープランの見直しから始めなければ用途地域の変更はできないと、そういうふうに町当局ではおっしゃいました。もっと早く、この勝ち馬投票券発売所の問題が浮上する前に、用途地域の変更手続をしておけば、今ごろあそこは町の希望どおり高度利用できる用途地域に変更になっていたと、そう理解しております。

去年の暮れは、100年に一度の世界大不況と。これからはなかなか発展する企業というのは少ないです。リストラとか規模を縮小して、企業を守ることが最大の課題でございます。

自動車アメリカで発明されまして、フォード、クライスラー、GMという、あの世界

のGMが会社破綻ですよ。今に生きる世界の人々が、あのGMという巨大企業が破綻とか民事再生法適用とかいうことは、想像を絶するような大問題でございます。

そこで、町当局としましては、今、用途地域の変更手続をしていると伺っていますが、町長の答弁ですと、ことしの3月ごろには用途地域の変更が終わるんじゃないかと、そういう見通しでございますけど、今、どういう状況でしょうか。

旧利根中跡地については、再三、何十回となく町長から聞きました。自主財源の確保は利根中跡地にかかっているんだと。ですから、今、町としては、県の方に、県の都市計画審議会、正式には都市計画地方審議会でございますが、その議を経て今度は国土交通省かなんかの許可と思うんですけど、やはり所有者は町でございますので、町は高度利用を図ってどういう収入を得るか、これについては町長みずから用途地域についてのご認識はあると思うんですね。

この用途地域の変更が失敗すると、何も高度利用できなくなっちゃいますね。ですから、町当局では、今、利根中跡地、グラウンド、それから建物のところ、どの辺の用途地域に格上げしたいとか、その辺の状況についてお伺いします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

まず、広報公聴、これは総務課ではないかということでございますけれども、今、議員がお尋ねになっているのは、地区懇談会についてというご質問だったもので、秋山課長が答弁したかと思えます。私も、またそのような認識を持っております。

それから、その懇談会が非常に偏っているんじゃないかというご指摘もございます。それから、指定管理者に任せている公共施設のもとでは、町の成果説明書としてはどうかというようなことでございますけども、指定管理者にお任せしているもの、あるいは町が直接管理しているもの、すべてこれは町内の公の施設でございますので、何らそういった私は区別はしてないつもりでございます。

名前を出して失礼なんですけれども、文化協会とかいろいろな団体がございますけれども、そういう団体が公共施設を利用されておりますけれども、生涯学習センターとか公民館とかに集中しております。しかし、指定管理者に指定している公の施設については、名称が悪いのかどうか、余り利用されていないので大変残念だなどと思っております。

例えば名前を挙げますと、文間集落センター、東文間集落センターですね。ちょっと離れたところにあるからかなと思いますし、また名称も、ちょっと農村という言葉が活動に何か影響しているのかなというふうには思いますけれども、施設そのものは暖冷房は整備しておりますし、駐車場も整備しておりますし、多くの皆様方にこういう施設を多く利用していただきたいなと思っております。

でないと、せっかく指定管理者を指定いたしましても、収入が上がらないんですね。利用していただかないと。そういうことで、議員も、PR方、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、農振法の第27条の例外規定の件でございますけれども、これは議員おっしゃるように、土地利用について幅広い利用についての例外的な規定でございます、これは前からございまして、議員ご指摘のようにもっと早くやればいいんじゃないかと、そういうこともございました。また、馬券売りの話もございました。

しかしながら、町で土地利用をする、あるいは利根中を統合した跡地を利用する、そういうことでこの議会の中でも再三申し上げてきたところでもありますけれども、そのときに話が出たのが、三つのそういったいろいろな企業からのお話でございます、その中の一つが、今、議員が言われた施設でございます。そのために、県は、この用途の制限の変更を見送った経緯がございます。これもまた、私は議会の中で申し上げてきたかと思えます。

要するに、私が用途制限を撤廃する、引き上げると言っても、住民が、議会が一致していないと、これは県の方の都市計画審議会でも取り上げていただけません。ですから、当時は、ここに議場におられる前岩佐議長がその県の都市計の委員だった時代もございます。そのときに私は、何としてもこの用途変更をしたいなということで、実はいろいろと県の方と調整をさせていただいたんですけども、残念ながら請願というものが上がってきて、あれがおさまって議会がどういう方向で決まるか、それを県の方では見守っていたという経緯がございますので、今まで遅れてきたということでございます。ですから、いかにその請願の力というのは、住民の声というのは大きいかということでございます。

少し遅れましたけども、今ようやく皆さんが、冷静に、この土地利用、あるいは用途の変更ということにつきましてご理解をしていただけるようになりましたので、今後は、再三申し上げておりますように、年内には県の方でその公聴会をやっていただけるといような話もございますので、その話を進めて用途の変更に結びつけていきたいと思っております。

それから、議員ご指摘のように、今現在、確かに発展する企業は少ないですね。少ないと思います。今、議員が挙げられた自動車産業、これは輸出産業でございますけれども、これはやはり人間の利便性の向上のための車だと思っております。これが破産したから、じゃあ人間社会が崩壊するか、そういう問題では私はないと思うんですね。経済が崩壊するかという問題じゃない。やはり人間が生きていくために一番大切なものというのは、やっぱり環境だと思うんです。それから、人間が生きていくためには、食料、食べ物が重要だと私考えておりますので、その辺の産業は、幾らでも私はあるというふうに考えているところでございます。

それから、用途の変更の件でございますが、今現在、利根中跡地は第1種中高層住居専用地域となっております、それを3段階引き上げまして、第2種住居地域にしたいとい

うふうな考えで、県の方にお話をさせていただいております。3段階引き上げというのは難しいという県のご指摘もございますけれども、利根町の自主財源の確保のために存亡をかけて、利根町の将来の自主財源のためにはどうしても必要だということで再三申し上げ、この3段階引き上げについては、今後も強く要望していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

○総務課長（福田 茂君） 2番目のご質問の広報公聴活動については総務課の所管ではないかというご指摘でございますが、議員おっしゃるとおり、事務分掌では確かに総務課になっております。しかしながら、地区懇談会につきましては、現町長の政策の一環として平成18年度から新たに始めておりますので、企画財政課政策グループが担当することになっております。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） ただいま総務課長の方からも答弁されましたとおり、町政懇談会につきましては、企画財政課の政策グループの方で担当させていただいております。

また、事務事業の執行結果報告のようなものに記載する予定はあるのかということもございましたが、企画財政課の方の結果ということで記載させていただきたいと考えています。

○議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、指定管理者を置く公共施設でやられました町政報告会は、これは秋山課長もご出席されたんでしょうか。それだけお伺いします。

それから、戻りますけど、旧利根中の跡地の用途変更でございますが、町長の答弁ですと3段階引き上げですが、グラウンドと校舎の建物、これは用途が現在違います。グラウンド、それから校舎の建物の敷地等は、双方とも3段階引き上げるわけですか。

そうしますと、高度利用を図るには、用途地域にそれなりの収益を伴う企業とかなんかを誘致または町で起こすか、企業でも「起こす起業」と「企てる企業」ありますけど、その企業立地を図るために、ただインターネットとかなんかで来い、来いでも、なかなか来ませんですね。この用途はどういう企業が誘致できるとか、それから環境問題、道路問題すべてをよく調べてやらないと、ただ用途変更しましたから来てくださいでは、なかなか来ませんですね。ですから、環境整備、これがぜひ必要と思うんですね。

ですから、グラウンドと校舎の用途の引き上げのランクと、それから町当局では、やっぱりこの敷地は町の財産ですから、やはり町長みずからご判断されまして、どういう企業

が町で一番いいのかどうか、それをご検討願っていると思うんですね。それをお伺いします。

これは建築基準法の用途制限がありますので、それは十分ご理解願っていると思うんですね。どういうものが一番可能性があって、土地を貸して収入があるかどうか。ただのグラウンドとか運動場では、余り収入上がりませんですね。

それから、前後しますが、27号計画ですが、この計画は、私も質問するのが遅かったんですが、町当局では大分これはご認識あったと思うんですね。

確かに、平成7年までの3年間で、農林水産省の統計資料ですと837ヘクタール、これで例えば愛知県の豊田市とかなんかでは、物流倉庫、トヨタ関係の倉庫が建っています。私も過去にこういうところを見たことあるんですけど、ですから、美浦栄線のところに産業エリアをつくった場合、こういった27号計画をうまく活用すれば、美浦栄線、圏央道の連結したあの区域、将来的にも有望でございます。ただの産業促進ゾーンとか、それから産業促進エリアとか、こういった地図上の図面だけでは、実現するのは、まず今世紀中は無理と思いますね。

積極的な事業展開を図るのが、行政の活力でございます。利根町の行政スタッフは、町長初め、各課長さんが優秀な方ばかりですから、その英知とアイデアを結集すればすばらしい町になると思うんです。

それで、再三申し上げますけど、今回の「とね広報」5月号に出ましたけど、企業立地促進で2市1町が連携、茨城県南部地域産業活性化協議会を設立と。この目的に向かって、なるべく早く事業が着工して、5年以内に、先ほど町長の答弁いただきましたけど、新規雇用創出が46人、それから製造出荷額が3億6,000万円、この目標達成にぜひ前進してもらいたいことをお願いします。

ですから、もう一度、その点の確認の意味において、旧利根中の跡地の利活用と産業促進エリアの27号計画についてお伺いします。

これで終わります。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

まず、利根中の校庭の方と、それから下の裏の庭の方、両方校庭なんですけども、校舎が建っている方と、裏の低い方というか、グラウンドの方ですね。グラウンドの方は、第1種低層住居専用地域から1段上げて第2種低層住居専用地域ということで、店舗等の面積が150平米以下のものが建てられると、そういう地域に指定したいということでございます。それから、今、校舎が建っている方は、第1種中高層住居専用地域、これは店舗等の面積が500平米以下のものしか建てられませんが、これを3段階引き上げて、第2種専用住居地域にいたしますと、床面積が3,000平米を超えるものも建てられるとい

うことをごさいます、今考えておりますのは、そういう用途に変更したいと思います。

それから、ご指摘のように、ただ漠然としていまして企業は来ませんよね、当然。ですから、再三申し上げておりますように、また補正予算でもお願いしていただきますように、予算に計上させていただきまして、この土地の周辺の環境、それから交通体系等を詳細にわかるようにした図面をパンフレットにいたしまして、これを出先、東京事務所というんですけれども、そこには多くの企業がいろいろな情報を求めてやってまいります。そういうところにパンフレットを置きまして、企業の誘致を図っていききたい、PRをしていききたいと。その上で、どういう企業か来るか、それはまたこちらの選択になりますから、その応募された企業の中で、また皆さん方とご相談をしながら、何が利根町に合っているのかということで選んでいければというふうに思っております。

それから、第27号の例外規定の件なんですけど、先ほど申し上げましたように、17年の9月でしたか、農業経営基盤強化促進法の一部改正でこういう規定が設けられたわけですが、実は以前にもこういうのがあったんですよ、通達やなんかで。利根町もそういうふうに一生懸命やったときがございました。

実は、これ手前みそになりますけれども、私やったことございます。それは農村土地利用活性化構想、これも5年計画で、5年以内に何らかのアクションを起こさないと農地が農地以外の土地に利用できないということがございました。これは法律ではございませんでした。そういうことがございまして、利根町もある程度土地利用を考えたことがございましたけれども、残念ながらそれは幻に終わってしまいました。

当時といたしましては、今もそうなんですけれども、そういった構想を発表いたしましても、なかなか法律的なものが理解していただけない。当時、今は違いますが、当時は議会のなかなかそういった同意がいただけないということで、当時の町長も積極的になれなかったこともございます。この制度は、当時は県もあんまり理解していませんでした、私と、今ここに課長やっている高野がいますけれども、2人で県へ行きまして、県の37課でしたか、その係長クラスを全部集めて、町が、私が、この制度について説明した経緯もございます。

こういったことで、土地利用というのは非常に難しいんですね。ですから、あれなんだ、これなんだということは言えますけれども、やろうとしている姿を、議員の皆さん方、あるいは町民の皆さん方は、温かく「やれよ」と、ぜひとも見守っていただきたいんですよ。あれはどうだ、これはどうだと制限の話じゃなくて、ぜひともそういう制限はおれらは応援するからやれよと、そういうことで激励していただけないと町はよくなりませんので、ようやくしかしここまで町はたどり着いたということでございまして、ひとつご理解をいただきたいということでございまして、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） 一つ訂正をさせていただきたい点がございまして、先ほど町長から製造品出荷目標額を「3億6,000万円」と申し上げておりましたけども、正しくは「3億9,000万円」でございますので、訂正をさせていただきます。「3億9,000万円」でございます。

○議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後の再開は1時40分といたします。

午後零時10分休憩

午後1時40分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

○13番（高木博文君） 3番通告、13番の高木博文です。

私は、大きくは2点、具体的には数点について質問をいたします。

まず、最初に、利根町が直面する少子・高齢化の現状とその対策について質問いたします。

具体的には、利根町が独自に、あるいは特に重視している施策があれば伺いたと思います。特に少子化は、利根町の将来にとっても重大な問題です。その対策として、中学卒業時までの医療費の無料化、これは子育てに効果的で、将来の人口増に結合すると思いますが、町長のお考えを伺いたい。

また、子供たちの教育環境の改善も求められております。文小や文間小の耐震補強工事が予算化されたことは歓迎いたしますが、布川小のトイレや講堂等の雨漏りが放置されているのは問題と思います。これらについてどのようにお考えか、これも伺いたと思います。

今、政府は、地方自治体への交付金等を年々削減しつつも、きょうの答弁の中にもありました。今日の不況対策の一つとして、地域活性化のための特別の措置をとっております。補正予算案等も、そういう中身もつくられております。少子化・高齢化対策も重視しております。そのことと結合して、利根町としてこれらの問題についてどう考えていくのか、お伺いしたいと思います。

さらに、今、全国的に、貧困と格差の拡大が国民、住民の生活にも具体的に影響を与えています。

そこで、私は、学校給食への影響を伺いたしたいと思います。

具体的には、給食費の納入状況に変化が生じているのではないかと心配してはいるのですが、それが学校給食の質、量に変化があるのではないかと心配してはいるのですが、現状はどうなっているのでしょうか。

私は、中学生を持つ保護者から聞いたのですが、今まではそうしたことはなかったにもかかわらず、中学校の給食で、一たん食器によそったご飯を、あの子のご飯が足りないということでまた容器に戻さざるを得ないと子供が言っています。そして、最近、中学校の給食の量が少なくなっただけでなく、質も落ちたのではないかと子供から言われたそうです。その事実を他の子供にも確認してほしいとお願いしましたが、やっぱり他の子供もそのように感じているようです。そして、その理由が、給食費の滞納者がふえているのではないかなど、子供同士でうわさし合っているとのことでした。

もしこれが事実であれば、食べ盛り、育ち盛りの子供たちにとっても、保護者、大人たちにとっても、極めて寂しく、また残念なことと言わなければなりません。もし給食費の滞納者等がふえているようであれば、就学援助や生活保護などの手段を早急にとって解決を図るべきかと思いますが、現状を伺うと同時に、もしこれが事実であるならば、今後の対策をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、高齢化対策で質問します。

利根町は、ことしの1月1日時点で、高齢化率が25%を超えたとされておりまして。そして、今後とも1年で2%近く毎年高くなるものと思われまします。人口が減少するもとの世帯数の増と高齢化率の高まりは、老老介護や認知介護、高齢者が高齢者を介護する、認知症の方が認知症の方を介護する、そして独居老人もふえてきます。その対策が緊要の課題となると思ひます。

利根町が、介護予防や認知症防止のため、ボランティアの方の協力も得て頑張っているのは承知しておりますけれども、そのほかに行政として留意していること、やっていること、今後の対応方針、これらについてお伺いをしたいと思います。

そして、この対策では、行政はもとより、ボランティアの協力、地域の雇用等、行政と住民との協働が必要であります。自治会等で特別取り組まれているような事例等もし把握しているならば、これらについても状況を教えていただきたいと思ひます。

また、「広報とね」4月号で利根町介護相談員の募集を行っております。4月の「広報とね」ということで、まだきょうまで日にちたっておりませんので、現状を把握されていないかもしれませんが、私は、この趣旨は非常に積極的なものと評価しております。ところでありますけれども、しかし、あそこで述べられている処遇及び権限、これらを考えてみたとき、かなり厳しい面を感じております。

お隣の龍ヶ崎市でも、介護相談員派遣事業という形で非正規の職員を使っているようですが、こうした手だてをとったけれどもなかなか施設の協力も得られない。そういう中で、ボランティアとしてやっていくということで果たして実現できるのかどうか、そのことを危惧しております。

ますます高齢化する利根町を考えると、施設であろうと在宅であろうと、この介護の問題にもっともっと力を入れていかなければならないと思ひますけれども、私の手元

に、町内にある特別養護ホーム、この問題にかかわって、多分そこに働いている方であろうかと思いますが、告発文書が届けられており、かなり重大な中身になっております。これは町の方にも届けられ、県の方にも届けられているということでもありますので、それらに関連して、利根町の介護相談員の方向性なり、考え方をお伺いしたいというところでもあります。

さらにまた、高齢化問題ということにかかわって言えば、この6月1日から、各家庭に火災警報器を取り付けるべく町の方も働きかけておりますけれども、このことにかかわり、町が高齢化世帯に行政として何らかの特別の手だてをとったのかどうか、お聞きしたいと思います。

高齢化が一層進行するもとの、行政のきめ細かな配慮が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、福祉バスやデマンド型タクシーなど、交通弱者対策は一定実施されておりますが、利用者はなかなかふえていないやに感じております。さらに高齢化が進むもとの、町職員のボランティアによる、また官用車の利用をも含めた何らかの手だてが必要ではないかと思いますが、そうしたことについて検討されたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後の大きな質問としては、行政と農業関係者が一体になった利根町の基幹産業と言われる農業の振興発展について質問したいと思います。

まず、利根町の農業生産額、そしてその具体的な内容、従事者数と従事形態、担い手育成の具体的な取り組み、そしてそれらがどういう到達点に至っているのか、教えていただきたいと思います。

また、耕作放棄地等はこの間どういように変化しているのか。ほかに見るべき産業はない利根町においては、農業をもっと重視すべきだと思いますが、現状は基盤整備と補助金での対策に終始しているのではないのでしょうか。

特に、私の住んでおりますニュータウンと中田切の間における耕作放棄地や、さらに福木周辺の基盤整備された土地において麦等をつくっておりますけれども、ここも連作障害などで、見るたびに心の痛む思いがいたします。

これらに対する町及び農協、あるいは農業委員会も含めてでございますが、どういう問題意識でやられているのか、これらについて今後の方針をお聞きしたいと思います。

とりあえず1回目の質問として、以上のことをお聞きいたします。

○議長（若泉昌寿君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

まず、提出されました一般質問の文言を主体に答弁を申し上げたいと思います。

1点目のご質問の少子・高齢化の現状とその対策についてお答えをしていきたいと思っております。

初めに、少子化の現状から申し上げますと、既に議員ご承知のとおり、我が国の少子化というのは、世界に類を見ない速さで進行しているところでございます。一人の女性が生涯に産む子供の数に相当される合計特殊出生率で見ますと、厚生労働省で公表の人口動態統計確定値では、平成17年に過去最低の1.26を記録いたしましたけれども、平成18年には1.32、また平成19年度には1.34、さらに平成20年には1.37と、ここ3年連続で、緩やかではありますが、上昇をしている、そういう数字が見られるかと思っております。

また、総務省の発表によりますと、今年4月1日現在の15歳未満の年少人口は、昨年より11万人少ない1,714万人で、28年連続の減少で、過去最低を更新しているとの公表がございまして。

なお、総人口に占める年少人口の割合は、前年度比0.1%減の13.4%、35年連続で低下している状況にございます。

このような状況の中で、本町の少子化でございまして、15歳未満の年少人口は、平成2年の国勢調査では4,448人、平成7年の国調では3,004人、さらに平成12年には2,131人、そして平成17年には1,787人と、このように大きく減少しておりまして、これは明らかに少子化が進行しているということでございます。

また、住民基本台帳の集計値から申しますと、本年5月1日現在でございまして、1,757人でありまして、15歳未満の年少人口は、やや横ばいの下げどまり傾向にあるかと認識しているところでございます。

年少人口の割合を申しますと、平成7年に茨城県の平均を下回り、平成2年当時人口構造割合が21.7%あったものが、平成12年には11.2%、さらに平成17年にはついに10%を割りまして9.9%、一けたまでに減少していることは議員ご承知のことと存じます。

こうした状況を踏まえまして、今後どのように取り組んでいけば当町の少子化問題に有効であるかでございますが、とても難しい問題であるということでございまして、即効性のある施策が見出せないのが現状でございます。

次に、町独自の少子化対策と子育て支援施策を申し上げますと、今年度より、出産の奨励祝福とその子供たちの健全育成、福祉の増進を図ることを目的といたしました利根町第3子出産支援金支給事業を開始いたしました。支援金の額はわずかでございますけれども、第3子以降の子1人につき10万円を支給するものでございまして、5月末現在で5名の方から申請が出てきているということでございます。

また、通常の保育事業のほかにも、文間保育園におきまして子育て支援センターを設置しております。在宅で未就学児を保育している家庭に対しまして、育児相談や子育てのサービス情報を提供しているところでございます。さらに、センターに来所できない親子にも交流の機会を設けまして、出前保育のサービスをして、町内の公共施設、公園等を集会

場所とし、年4回程度参加する機会を設けているところでございます。

次に、小学校在学学生の子育て支援施策といたしまして、町内すべての小学校で児童クラブを開設しております。共稼ぎ家庭の保護者の就労形態が多様化する中で、児童クラブがより利用しやすくなるように、昨年から、通常時の終了時刻を、長期休みと学校休業時の開始時刻をそれぞれ30分延長したところでございます。また、今年度から、毎月第2、第4土曜日を開級し、より安全・安心で利用しやすい児童の健全育成に適した環境づくりを進めているところでございます。

今後の対策でございますが、現在、本町では、安心して子供を産み、健やかに子育てできる環境づくりを目指して、平成17年3月に策定いたしました利根町次世代育成支援対策行動計画の前期5カ年計画に基づきまして、各種の子育て支援事業を展開しているところでございます。

これらの少子化対策につきましては、国や県の動向を踏まえながら、今年は、さらに保護者からのアンケート調査などを分析し、前期計画を見直しするなどして、後期の5カ年計画に反映し、その対応に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

次に、子供の医療の無料化対策への有効性について申し上げます。

現在、医療費の助成制度といたしまして、茨城県の市町村では、医療福祉費支給制度、通称マル福と呼んでおりますけれども、これを実施しております。この制度は、対象者が、所得制限範囲内の妊産婦、小学校入学前の乳幼児、重度障害者、お子さんが18歳になる学年末までの母子家庭の母子、父子家庭の父子の方で、健康保険が適用された医療費の自己負担分について助成するものでございます。

茨城県の制度では、重度障害者を除く受給者の方に、外来時には1日600円を、医療機関ごとに月2回まで支払っていただく外来自己負担金と、入院時に1日300円を月3,000円を限度として支払っていただく入院自己負担金とがでございます。しかしながら、利根町では、町の単独助成といたしまして、受給者全員の外来自己負担金、乳幼児の入院自己負担金を後日口座振込でお戻しする償還払いで助成をしているところでございます。

また、今年の7月からは、県の制度見直しによりまして、妊産婦さんの場合、妊産婦特有の疾病の場合のみマル福を適用にすることになったということでございますが、特有の疾病以外の医療費につきましては、自己負担金同様、償還払いで利根町が単独助成してまいります。

したがって、小学校入学前の乳幼児につきましては、医療費の自己負担は全くかからなくなるところでございます。母子家庭と父子家庭の方は、お子さんが18歳になる学年末まで、入院自己負担金はございますが、外来時の医療費の自己負担はございません。妊産婦も、母子、父子家庭と同様でございます。

医療費の助成対象、これを仮に中学生までということで拡大いたしますと、概算ではございますけれども、約3,000万円ぐらいの支出が見込まれているという状況でございます。

県内の状況を簡単に申し上げますと、小学生まで対象を拡大している市町村は、44市町村中15団体でございます。そのうち、入院のみの助成が7団体でございます。また、中学生まで対象を拡大している市町村は44団体中9団体で、そのうち入院のみの助成が4団体という状況でございます。

少子化対策の一つとして有効と考えられる助成対象の拡大につきましては、やはり財源の確保等の課題もございますので、今後さらに検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。

教育環境の改善等につきましては、教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、2点目の老老介護の認認介護及び独居老人に対する町の支援方策についてお答えをいたします。

高齢者の保健福祉、介護保険の指針といたしまして、安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを目指し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定されております。

この計画でございますが、平成18年度から20年度までの第3期計画、本年度から平成23年度までの第4期計画へと引き継がれております。この計画に基づきまして、各種の福祉政策を進めてきたところでございます。

また、独居老人に対しましては、緊急時に広域消防本部にダイレクトに通報が入り、迅速な対応を図るための緊急通報体制等整備事業、また安否の確認、健康の保持、孤独感の解消を図ることを目的に、週1回の乳製品を手渡しで配布する愛の定期便事業、また火災報知器等を給付する老人日常生活用具給付事業などを行っております。

今後も、民生委員等との連携を深めながら支援をしていきたいと考えます。

また、支援や介護が必要な方に介護保険のサービスが提供できるよう、事業者と今後も引き続き十分に連携を図っていきたいと考えているところでございます。

また、町といたしまして、高齢者の総合相談窓口といたしまして地域包括支援センターを設置しております。利根町社会福祉協議会内にも地域ケアセンターが設置され、相談支援サービスを実施しているところでございます。

なお、相談を受けた方のうち困難な事例につきましては、地域ケアコーディネーターがサービス調整会議を開催し、保健、医療、福祉機関を初め、必要に応じて民生委員及び地域ボランティア等を含め、総合的な調整を図りつつ、継続的な支援を行っているところでございます。

次に、ボランティアとの協働につきましては、特に介護予防事業の現場におきまして、利根フリフリクラブ、利根シルバーリハビリ体操指導士の会、またとねワイワイクラブの協力を得ながら、介護予防事業の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

住民の皆様がいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、引き続き協働体制の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉バス利用者が限定されているとのことでございますが、現在、福祉バスの利

用につきましては、設置されたバス停であればどなたでも無料でできるようになっておりますけれども、ただ、年々利用者も変化してまいります。ですから、そのバス停も遠く感じたり、あるいは近くに感じたりということもございますでしょうから、今後も十分に考慮していきたいと考えているところでございます。

また、福祉バスの利用促進につきましては、広報等を活用して、広く利用していただけるように周知徹底を図りたいと考えているところでございます。

次に、デマンド型乗合タクシーの件でございますが、平成21年3月末の登録者は832人、平成20年度の延べ利用者は、一般の方、これは乳幼児を含めますけれども、2,916人、小学生が8,685名で、合計で1万1,601人の方が利用しております。

平成20年度の一般の利用者の傾向といたしましては、女性の割合が84.3%で2,458人、男性が15.7%で458人という状況でございます。特に、60歳以上の利用者を見ますと、女性が91.9%で2,230人となっており、自家用車を運転しない皆さんに多く利用していただいているものと思っております。

今後、一層の利便性の向上のために、運行時間の見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、本町周辺の駅への乗り入れにつきましては、既にバスを運行しております事業者と協議をいたしておりますが、事業者側が、これ以上利用者が減少した場合には今までどおり運行することが困難になるとのことでございます。こうしたことから、既存の事業者の競合はしないように運行していかねばならないと考えておるところでございます。

また、ご指摘の土曜、日曜、町職員による、ボランティアによる送迎サービス対策ということでございますが、ボランティア活動として行うにしても、町が関与して行うとすれば、勤務時間の問題、あるいはまた交通事故への対応の問題などさまざまな問題が発生するかと思いますので、今後十分に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、利根町の基幹産業である農業の振興に向けての取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

初めに、利根町の主要な農産物と生産額について申し上げますと、平成18年の統計では、全体の生産総額は12億8,000万円で、その大部分が稲作の10億9,000万円でございます。次いで野菜、花卉と続いております。農業従事者数でございますが、平成17年度の農林業センサスによりますと、1,521名という状況でございます。

次に、農業の担い手の現状と改善計画でございますが、平成17年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づきまして、担い手に対する支援が明確にされたところでございます。

当町の担い手の現状は、現在、19経営体を認定農業者として認定しており、その経営形態内容は、個人で17形態、法人が2形態となっております。地域的には、布川地区が1形態、文地区が3形態、文間地区が2形態、東文間地区が13形態となっております。基盤整

備が進んでおります東文間地区が全担い手の約7割を占めておりまして、この基盤整備事業は、担い手育成に極めて有効な事業であると認識しているところでございます。

今後の農業担い手の改善計画であります。地域農業を担う効率的、安定的な農業経営の育成のために、認定農業者の確保、育成を図ることが重要であると考えます。利根町地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手を中心に、農業経営改善計画の認定促進を図り、認定農業者増加につなげていきたいと考えておるところでございます。

次に、行政と農協との関係、協力等について申し上げますと、平成18年度に水田農業構造改革対策実施要綱が改正されまして、平成19年度産から農業者、農業者団体の自主的な需給調整システムへ移行することに決定されております。その中で、地域水田農業推進協議会は、市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、認定方針作成者、技術者、消費者団体等、地域の実情に応じてその会員を構成するものとするとしております。

これに倣いまして、利根町地域水田農業推進協議会を設置いたしまして、生産調整等の事務を龍ヶ崎市農業協同組合が主体で、町と協力し、行っているところでございます。

そのほか、平成11年に農林水産省で決定されました水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱の基本的考えの中で、米の作付を行わない水田を有効に活用して、麦・大豆食糧作物等の本格的生産を推進することで、安定した水田農業経営を確立していくこととされており、これをもとに、龍ヶ崎市農業協同組合が事務局となって、利根町水田麦作産地体制確立協議会が設立されておるところでございます。

その協議会の組織構成でございますが、つくば地域農業改良普及センター、全農茨城、茨城農政事務所、担い手等組合、そして町で組織されております。

また、ご承知のように、地産地消推進のために、龍ヶ崎市農業協同組合にある農産物直売所の運営や地場産業推進協議会の運営となる市町と農業協同組合とが協力することにより、利根町の農業の発展に寄与しているものと考えているところでございます。

農業の担い手につきましては、担い手に対するきめ細かなフォローアップを行い、経営発展に向けて、経営管理能力の向上など質の面の経営支援活動が重要となってきていると思います。

本町では、平成18年2月に、農協や関係団体と共同で利根町地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げ、担い手の育成を本格的に開始しております。この協議会では、平成19年度から国からの支援を受け、担い手アクションサポート事業を実施しております。これは担い手の確保、育成を加速的に推進するため、これまでの担い手の多岐にわたる支援体制を一本化し、担い手の育成を図るものでございます。

この事業によりまして、税理士による税務研修会や農政に係る資料提供、融資のあっせん等を行い、担い手の育成を推進しているところでございます。

今後は、町の将来の農業を発展させるため、現在19経営体の担い手農業者を、倍以上の

約50経営体を目標として育成推進するとともに、農家の所得を上げるため、付加価値のある農作物の導入、農作物加工の推進など、利根町地域水田推進協議会や利根町担い手育成総合支援協議会等の関係機関との連携を密にいたしまして、町の農業振興を図っていく考えでございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（若泉昌寿君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

○教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、高木議員のご質問にお答え申し上げます。

教育環境の改善について、特に布川小のトイレや体育館等の雨漏りの補修についての対応方針、また貧困と格差の拡大と言われるもとで学校給食への影響と今後の方針についてのご質問でございますが、教育委員会といたしましても、教育環境の改善は極めて重要であると考えております。

校舎のトイレや給食設備の改善につきましては、建築年度の古い文間小学校及び文小学校では、既に国庫補助事業の大規模改造事業にて改修済みでございます。

比較的建築年度の新しい布川小学校及び利根中学校の校舎のトイレ等につきましては、体育館などの施設につきましては、老朽化の状況により、今後の年次改修計画に基づき、損耗機能低下に対する復旧措置としての大規模改造を実施してまいりたいと考えております。

なお、体育館につきましては、今年度の事業で文小学校の体育館及び文間小学校の体育館の耐震補強工事を実施いたします。

これらの工事を促進することにより、教育環境の改善を図り、あわせて建物の耐久性の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、貧困と格差が子育て世代にまで広がっていると言われる中で、学校給食への影響につきましては、物価高騰のもとで給食運営が難しくなっているのが現状でございます。

しかしながら、町においては、そのような状況下で給食費の保護者負担を抑えるために、栄養教諭及び調理師の方々がさまざまな努力や工夫をしております。給食の質を確保しつつ、低価格で安全な給食食材を安定的に供給できるような対策を講じ、また給食食材への地産地消の導入もしているところでございます。

給食運営は、難しい状況ではございますが、町といたしましては、現在、給食費の値上げは考えておりません。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

○13番（高木博文君） 今、高齢化対策の一つとしての介護の問題での実態をお尋ねしたんですが、現在把握されている部分について「広報とね」4月号で応募した、その部分について、考えと現状を現在把握しているところで答弁いただくなればぜひいただきたい

というのが1点です。

それから、学校給食の問題で言えば、私がお尋ねしたのは、給食費の滞納者がふえているのかどうか、あるいは量の問題、質の問題で変化があったかどうか、そういう現状をお尋ねしたので、先ほどの事務局長の答弁ではそういった点が触れられていないというぐあいに思います。ここをお答えいただきたいと思います。

さらには、全体として町長の方からかなり丁寧にお答えはいただいたんですけども、感じとして言わせていただくなれば、一応、利根町は全体の流れの中では精いっぱいやっているという感じは受けましたけれども、利根町が今直面している現状で言うならば、果たしてそれでいいのかどうか。

例えば少子化の問題も、茨城県44自治体の中で、日立、大子に次いで悪い方で二つ目ですよね。非常に厳しい現状にあるわけです。そういう中での少子化対策、あるいは子育て支援というのは、中長期的にかなり抜本的な手だてを講じなければいけないのではないかと。

私ども議会が3月末に福島県の大玉村というところを視察したわけですけども、ここはかなり丁寧にやっておりました。人口は9,000足らずの村でございますから、単純比較はできないかと思っておりますけれども、一時期7,000台まで人口が減ったにもかかわらず、これが1,000以上盛り返したと。その一番の原因というのは、「子育てするなら大玉村」という周辺から移り住んでくる人たちがそこに居住してきたことによって町全体も元気づく、そして子育て世代ということは税金納める世代でもありますからお金も入ってくる、そして持ち出す分については想像した以上に少なくで済んだというお話も聞かせていただいたわけで、私は人口増につなげていくために、利根町としてはできるだけ早く、どうせ時間かかることでありますから、早く着手しなければならぬのではないかとというぐあいに思っているわけなんです。

それから、高齢化問題についても、確かに限界集落を抱えている自治体の中においては、数字的にもっともっと厳しいところありますけれども、利根町の高齢化はかなり早いテンポで進んでいるというのは、これは否定できない事実であります。したがって、ここにおいてどういう手だてを打っていくのか。

また、私は、この問題につきましても、そこに住んでおられる高齢者の方々が年老いて生活がしにくくなった、子供たちから、もうおやじ、おふくろ一緒に住もうやという声があったとしても、いや利根町は住みやすいと、いろいろな配慮もあって行き届いた面もあるんだ、だからここはおれは離れたくないと、むしろあんたの方が利根町に帰ってこいよというような形のまちづくりをするために、これも早目に手を打っていかねばならないと。

介護予防とか認知症予防の点では、確かに茨城県でも先進的な事例が生まれつつあると思いますし、このことにおける行政を含む関係者の努力には敬意を表するところでありませうけれども、全体として高齢化の方々がどういう町を望んでいるのかということ言えば、

もっともっと充実していかなければならない、このように思います。

恐らく特養等へ入りたい希望者の中においても、町単位では正確な数字は出ていないと思いますが、そういう施設に入りたい、しかしなかなか入れない、したがって居宅介護にならざるを得ない。居宅介護ということになれば、それはショートステイやデイサービスがあったり、訪問ヘルパーのいろいろな支援を受けたりしながらも、その家族が犠牲になるわけであります。その家族においては、介護するために今までついていた仕事をやめざるを得ないというような状況も生まれております。

これについては、残念ながらまだ日本の場合、居宅介護に対する現金給付的なものはやられておりません。たしか介護保険法42条の3項ですか、離島とか山間へき地の場合、周りにそういう施設がない場合については、ごく限られたところで、家族に対しても現金給付をしておるようでありますけれども、非常に困難な状況が生まれております。

そういう実態を把握しながら手助けしようというのが、このボランティアとしてということでありましたけれども、「広報とね」で募集した利根町介護相談員だと思っておりますけれども、これはボランティア、二、三カ所の施設を担当し、月に一、二回訪問していく。施設や、あるいは介護を求めているその人たちに対して話を聞いていく。ただし、交通費として1日当たり3,000円を支給しますと。ボランティアです。お隣龍ヶ崎では、これを非常勤職員として配置していたようです。しかし、これでも施設の方は言うことを聞かない。また、実際に介護を求める立場の人たちにおいても、なかなかボランティアということでは効果が上がらないということで、残念ながらことしの予算ではこれは見送られているようであります。龍ヶ崎のこの部分においてもそれが見送られているという中で、この処遇と権限では、果たして効果が上がるのかどうかということを疑問視するわけです。

特にグループホーム等は、利根町そのものが直接指導監督する関係にあるようですけれども、特養などといったらこれは県の指導ということで、非常に立ち入ることすらも難しいというような状況もあるようです。

私自身も、この告発文書受け取って、その施設を訪問し、いろいろ聞かせてもらいました。しかし、突然そういう形で入ったとしても、私は県議員と一緒に行了きましたけれども、表面を取り繕うきれいな答弁、説明がなされるだけで、実態はなかなか明らかにならない難しさがあるわけです。そういう意味で、もう少しちゃんとした位置づけを置いて行政がかかわっていく、そうした中で利根町に住んでいる皆さんの介護の問題におけるさまざまな困難をいい方向へ変えていくことができるのではないかと。

現状の把握が困難であれば、現状の把握は困難という形でお答えいただいて結構ですし、同時に、今後またいろいろ意見交換させてもらいながら、今後の利根町の介護のあり方について意見を述べたいというぐあいに私自身思っておるところです。

それから、農業の問題であります。先ほど町長の方から、利根町においては、これは住宅地と調整区域との関係だから、耕地面積ということじゃないでしょうけれども、一定数

字の発表もありました。

私たちは、議会として、去年、熊本県の氷川町というところと鹿児島県の薩摩町、この2カ所を訪問し、いろいろ勉強してきました。その後者の薩摩町の場合は、人口は2万5,000人、利根町の1.5倍ぐらいあります。面積も恐らく1.5倍から2倍近い、そういうところでもありますけれども、やはり基幹産業としては農業だということで、非常に農業問題については力を入れていました。農業生産高はちょうど利根町の10倍、120数億円生産高上げております。農業従事者の数、あるいは耕地面積、これが約2倍ぐらい。その規模とかそういったのは大きいのは大きいですが、非常に効率的な形でこういう作業をやっているわけです。

そして、ここでは、担い手育成を、現在農業をやっている人たちの農業振興を図る中できっちり位置づけしている。ここでは、行政と農協がお互いに人を出し合って、同じ場所で具体的な計画を練り、農家を指導していくと。この農協の関係者は、農協の職員でありながら行政の職場に出張みたいな形で常時派遣されている。そのスペースも役場内にあるという中で、農業に直接従事している専門的なその立場の人たちも、かなりの数字が示されておりました。

やはりここも、行政が本気で農業の問題を考え、農協や農協関係者と一緒になっていると。そういう中で、本当に基幹産業は農業だという位置づけを名実ともに示しているあかしだと思います。

私は、その資料は経済課長のところにはたしかお届けしていると思いますし、ぜひそういう先進事例を利根町としても生かしていただきたい。もちろん今私が発言していることは、すぐに実現できるようなことではありませんけれども、今後の利根町のあり方を考えてみると、そういったことを真剣に検討する努力があってしかるべきではないか。

先ほどの町長の答弁を聞く限りでは、一通りのことは間違いなくやっておるといふぐあいには思いますけれども、やはり利根町がこの部分は絶対譲らない、絶対重視してやっていくんだと。時間はかかったとしても、まさに農業を利根町の基幹産業として育成していくという決意が、ちょっと感じられないんです。

いま一度、町長及び関係の課長から、そういう今後の対応も含めてお答えをいただきたい、このように思います。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） お答えを申し上げます。

先ほど第1回目に耕作放棄地云々について触れておりましたので、この件につきましては、産業経済課長石井から、現状について報告させたいと思います。

それから、農業は決して補助金漬けではございませんので、町独自の補助金も確かに出してはおりますけれども、国も、今、農業は大変重要だということでいろいろ予算づけをし

ております。それにプラスした中で、町は独自の補助をしているわけでございまして、これはひいては担い手の育成につながるものというふうに私は理解をしているところでございます。

それから、介護の問題、老老介護等の現実、これは村田の方から答弁させたいと思います。

それから、給食費の滞納の増加云々につきましては、鬼沢局長の方から答弁をさせたいと思います。

確かに、議員おっしゃるように、高齢化が早いテンポで、しかも少子化も、大変速いテンポといいますか、進んでいると。そういう状況の中で、先ほど申し上げましたように、少子化につきましては、どういう制度が果たして少子化に歯どめがかかるか、大変難しい問題であろうかと思えますけれども、先ほどもちょっと触れておきましたけれども、この利用している人にはわかりませんが、妊産婦特有の疾病の場合等、県は一部廃止している。本来であれば、町が廃止していれば、利用している人は「おやっ」と思うんでしょうけれども、県が廃止しても町がそのまま持続しているものですから、利用者はそのありがたみがわからないという点もございますので、そういうこともご理解をいただきたいなと思っておるところでございます。

それから、高齢化、これは歯どめといいますか、これはかかりませんが、在宅介護か施設介護か、いろいろ考えられるところでございますけれども、私とすれば、やはり地域が、そしてそれを巻き込んだボランティアと一緒にあって、地域で面倒見る、全部は面倒見られないかもしれませんが、ある程度面倒見る、一緒にあって共同生活するというのがやっぱりいいのかなと。

古来、利根町の現状を見ますと、最近このように問題になってきましたけれども、農村では、そういう問題は確かにあったかもしれませんが、社会問題化していなかったという現状がございます。それはやはり地域と地域の人たちが、一生懸命になって、お茶を飲みながら、玄関先で「おばあちゃん元気かよ」と訪問しながらおつき合いをしていた、そういうよき名残を今も一部はとどめています。そういうことで、それらを継続させながら、しかもその中で今度は介護力、ただ話をしていてもしようがありませんから、やはり介護力というものを身につけさせながら、今は、施設と行政と地域とボランティア、そしてまた社協の力をおかりして進めていきたいと思っております。

それから、先ほど告発文書の件が出ましたけれども、今ちょっと見せてもらいましたが、内容まだよくわかっておりませんので、何とも申し上げられませんが、内容等をよく検討してみたいと思っております。

それから、農業の担い手の件で、行政とJAがいろいろ指導を行っているということでございまして、農業の一番の基本というのは、やはり営農なんですね。営農ということについて、担い手があり、耕地がありということになりますから、その営農指導というのは

大変時間がかかります。そういったことで、これは行政がある程度介入していかなければならない問題でもございますので、今後もJ Aと歩調を合わせながらやっていきたいと思っております。

それから、水田利用等の計画につきましては、これは今もJ Aと一緒にやっております。J Aの職員も行政等に入り込んで、一緒に事務を一部とっておりますので、そういう点もひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、何といても、再三申し上げているんですけども、農業はやはり基盤整備の推進が一番だと思っておりますので、何とか今、文間地区といいますか、北部地区といいますか、事業ができましたので、今度は西部地区、早急に事業化に向けて努力していきたいと思っております。

これには、地域の議員の皆様方も、一緒になって推進していただかなければならないんですね。今こういうことを言うとしかられるかもわかりませんが、議員の皆さんは議員の皆さんで、行政のいろいろな面についてチェックすると、ただそれだけでございますけども、方向性が決まったら、議員さんもやはり地域に入って行って、農家の方と直接お話をしながら、そしてその事業を進めていただきたいと思いますと思っております。

あとは、担当課長の方で答弁させます。

○議長（若泉昌寿君） 健康福祉課主幹村田啓子さん。

〔健康福祉課主幹村田啓子君登壇〕

○健康福祉課主幹（村田啓子君） それでは、お答え申し上げます。

先ほどの利根町介護相談員の4月号における募集に関してでございますが、先ほどお話がありましたように、施設の中に訪問いたしまして利用者からの悩みだとか要望を聞くような相談員、そういう方を募集をしているということでございます。

今まで平成20年度までは1人おられました、その方がいなくなりまして、それで今回募集をかけたという状況でございます。

応募の状況は、今、4人ほど応募されているという状況だそうです。まだ活動はされておられません。

先ほどの少子高齢化ということにつきまして、担当課の方のこれからの考え方、それからの方向性についてお答え申し上げたいと思えます。

少子高齢化ということにつきましては、とても大きな課題でございます。なかなか難しい内容でございます、今現在、利根町でどのような形で高齢者対策をしていかなきゃならないかということ、これにおきましては、先ほど町長より答弁がございましたように、これからは行政とボランティアが協働して進めていかなきゃならないという状況だと思います。介護予防事業につきましてはそういう形で進めておりますし、県内外からもそういう中で注目されているような状況でございます。

そういう中で、これからの高齢者対策の中で必要になってくるのは、住民との協働とい

うところもありますけれども、地域の介護力を高めていくということだと思います。それはどういうことかといいますと、介護力が高まりますと、地域の支え合いだとか、助け合いの体制づくりができていきます。そういう中で、行政だけではなくて、住民の方、そういう方たちと一緒に進めていく、その中でまた介護力を高めていく、それによる中での体制づくりがとても大事であるかなと思います。

先ほど介護相談員制度という話がありました。そういう中で、これからの高齢者対策の中で、一番手だての中で必要なことは、やはり地域の中の介護力をどのような形で高めていかなきゃならないかということだと思います。そういう中では、住民の方が参加できるような、例えば一つ言いますと、介護ヘルパー養成講座であったりとか、認知症サポーター養成講座であったりとか、その地域の中で、介護、または認知症、そういう問題の中で自分たちがどのような形で担うことができるのかということ、そういうことを住民みずからの方が学んでいただくというような状況。

それからまた、支援をしていく高齢者に対しては、地域ケアシステム推進事業というのがございます。保健、福祉、医療の関係者、ボランティア、民生委員、いろいろな方が集まりまして、その方が住みなれた地域の中で暮らしやすい生活ができるような支援、それがこれからの地域ケアシステムという中で、いろいろな方たちの意見とか情報だとか、そういうことを合わせながら、その方が一番いいサービスが受けられるような状況にしていって、そういうことが一つの介護力を高めていくものかなと思っております。

それから、地域の中で孤立されている方、そういう方を早目に発見をしたり、把握をしたり、その方たちを支援をしていくような、ひとり暮らしの高齢者の見守り体制づくり、そういうこともとても大事なことかなと思っております。やはり介護力を高めていくという中では、地域全体の中でいろいろな皆様方の力添えの中で進めていかなきゃならないかなと思っております。

それには、利根町にはちょうど団塊の世代の方たちがたくさんおられます。そして、その地域の中には、自分のまちをどのようにしていこうかという思いの強い方もたくさんいらっしゃいます。そういう方たちのお力添えをいただきながら、これからの介護力を高めていきたいかなと思っております。

また、ふれあいサロンであったりとか、社協に登録されているボランティアの数とかという形で、そういう高齢者の居場所づくりというところでは、たくさんそういう場所がありますので、そういう中でこれからの高齢者対策を進めていきたいと思っております。

○議長（若泉昌寿君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

○教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

初めに、平成20年度の現在の給食費の滞納額でございますが、利根中学校につきましては、全体額で2,000万円ほどございますが、そのうち26万円ほど滞納額がございます。こ

の額につきましては、前年よりもふえているものではございません。そのうち準要保護の制度から約100万円ほど支出してございます。

それと、2点目の中学校の給食の量が減っているということでございますが、この件につきましては、現在学校から報告は受けておりません。それで、毎月、給食の方の献立会議が開催されておりますが、この会議におきましても、そういう話は出ておりません。

いずれにしましても、早急に調査をいたしまして、事実かどうか確認したいと考えております。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

○経済課長（石井博美君） 先ほどの質問にお答えしたいと思います。

耕作放棄地の件なんですけど、この件に関しましては、昨年度1筆1筆の調査をしまして、今、集計しているところで、詳細の集計の方を今行っております。

というのは、耕作放棄地と、転作で進めている休耕というのがありますので、これがどちらに入るかというものもありますので、正確な数字を今把握しているところでございます。

それから、担い手育成の件なんですけど、将来におきましては水田の60%を担い手の方に集積しようという、農協と関係機関との話し合いで進めているところでございます。

それから、高木議員の薩摩町のあれを見せていただいたんですが、利根町は面積的にも小さいし、また担い手も多くございませんので、現在の指導は、各担当が担い手農家とじかに話し合っているというような状況でございます。

今後の対応なんですけど、利根町におきましては、本来であれば、都心に近いために、じかに作物などを流通すればよろしいんでしょうけど、今、町長が言われていますように区画整理が余り進んでいけませんので、政府の政策にのっとりうまく補助を使いながら区画整理を進めていきたいという形で考えております。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は15時ちょうどから行います。

午後2時43分休憩

午後3時00分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告、3番白旗 修君。

〔3番白旗 修君登壇〕

○3番（白旗 修君） 4番通告、3番白旗 修でございます。

私は、3点質問をいたします。

1 番目は、財政健全化、本当に進んでいるのでしょうか。

町は、平成18年度に財政健全化プランを発表していますが、本当に健全化が進捗しているのか、私にはわかりません。

例えば平成18年度から平成21年度末までの一般会計の予算と決算、そして財政健全化プランのそれぞれの人件費と物件費を見ますと、4年間で人件費は2億6,700万円、物件費は1億5,200万円、財政健全化プランを下回っております。つまり目標を下回っております。

このような状況になった原因は何か。また、今後どのようなプランを練り直すのかをお伺いしたいと思います。町長と企画財政課長にお願いいたします。

2 番目です。町の総合振興計画と都市計画マスタープランの策定の進め方は適切であるか。また、将来人口の見通しは適切なのでしょうか。

昨年の総合振興計画の発表に続いて、先ごろ都市計画マスタープランが発表されました。総合振興計画は企画財政課の担当で、マスタープランは都市建設課の担当でまとめられておりますけれども、この両者は内容的に重複している部分が多いように思います。作成目的が異なるとはいえ、もう少し能率的にできるのではないのでしょうか。

次に、両計画、プランとも、利根町の人口は、平成22年度から平成32年度までに1万8,000人と想定しておりますが、余りに非現実的ではないかと思えます。見解をお伺いいたします。これは町長、企画課長、都市建設課長にお願いいたします。

3 番目、行政評価システムの導入と実施はどのような状況でしょうか。

集中改革プランによりますと、平成18年度から行政評価システムを導入するとなっておりますが、内容や実施の状況は公表されておられません。現状をお聞かせいただきたいと思えます。これは町長、企画財政課長にお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） それでは、白旗議員の質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の財政健全化は本当に進んでいるかの中で、財政健全化プランの平成18年度から平成21年度までの推計額より各年度の予算、決算額が上回っているため、目標額に達していない、その原因は何かという質問でございます。

以前にも申し上げましたが、財政健全化プランにおける財政収支見通しは、私が就任したときには、財政状況を検証した結果、平成20年度以降はすべての基金を取り崩しても予算が編成できない状況でございました。その状況を町民に公表するとともに、その危機的な財政状況から脱却し、改善していくための具体的な施策を掲げた集中改革プランを策定し、その目標効果額を盛り込んだ普通会計における財政収支見通しを公表したものでございます。ですから、各項目の財政収支見通しの推計額は、歳入確保額や削減目標額ではご

ざいません。

財政健全化プランの成果は、基金残高をどのぐらい確保できたかという視点で効果を判断していただきたいと考えております。その基金の確保につきましては、これまで目標額を達成しておりますので、成果は上がっていると考えているところでございます。

次に、今後どのようにプランを練り直すのかということでございますが、依然として基金の取り崩しによる財政運営をしている状況でございます。財政健全化プランは平成22年度までの計画でありますので、今後も基金取り崩し額を必要最低限に抑制し、できるだけ基金の確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2番目の町の総合振興計画と都市計画マスタープランの策定の進め方は適切か、また将来人口の見通しは適切かというご質問でございます。

大変非現実的ではないかということで、ちょっとわかりにくいんですが、1万8,000人というのが、多くて非現実的なのか、大変少なくで非現実的なのか、その辺がちょっとわかりませんが、お答えを申し上げたいと思います。

まず、町の振興計画につきましては、地方自治法第2条第4号の規定によりまして、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められております。この規定に沿って、計画を策定しているものでございます。

庁内に、一般の皆様方にご参加をいただき五つの部門を設立いたしまして、ご意見を出していただきまして、その後に計画案を策定して振興計画審議会でご審議をいただき、そのご了解のもとで計画を策定したものでございます。

将来人口の推計は適切かとのことでございますが、昨年の3月議会定例会の際にもご説明申し上げましたが、将来人口は、地域簡易将来人口推計を用いまして、平成7年と平成12年の男女別年齢、5歳階層別人口をもとに、また平成12年及び平成32年の合計特殊出生率を設定いたしまして推計を行ったものでございます。この結果、平成32年は将来人口が1万5,226人と見込まれ、人口が減少すると推定されましたが、もえぎ野台や四季の丘の開発人口が増加すると推計したことから、平成32年の将来人口を1万8,000人、世帯数を6,800世帯と想定したものでございます。

将来人口につきましては、地方自治法第2条第4項の規定のとおり、平成20年第1回議会定例会の議案第37号におきまして議会の議決をされておるところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

一方、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づきまして、町の都市計画に関する基本的な方針を策定しております。利根町のまちづくりにおきまして、上位の計画である第4次利根町総合振興計画第3期基本計画が見直され、新たに計画が策定されたため、これらの計画と整合性を持つ利根町都市計画マスタープランについても見直しを

行ったものでございます。町の関連計画等と整合し、目指すべき将来都市像を描くことが都市計画マスタープランでございます。

また、将来人口の見通しは適切かとのご質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、都市計画マスタープランの上位計画は振興計画第3期基本計画でございますので、その中で平成32年度の将来人口はおおむね1万8,000人と想定しておりますので、これを踏まえて将来予想人口としたものでございます。

次に、3番目の行政評価システムの導入、実施の状況はということでございますが、平成18年度決算における事業評価は、振興計画第3期基本計画の各種事業の洗い出しの中で試行的に各種事業評価を行っております。また、平成19年度決算における事業評価は、職員給与費を除く事業費を評価の対象とし、試行的に事業評価を実施いたしております。これにつきましては、効果的な行財政運営を一層進めるために行っているものでございます。この事業評価は、町が行っている事業につきまして、その必要性、有効性、今後の方針及び改善策などを検討して、必要な事業を最善の方法で行うための手法として導入するために行っているものでございます。

この事業の手順でございますが、最初に第1次評価を行い、次に第2次評価、第2次評価の終了後に外部委員による外部評価、そして外部評価の終了後には総合評価を行っております。

この結果につきましては、次年度の予算及び事務事業に反映させているところでございます。

また、事業評価の結果につきましては、平成21年3月に町のホームページに公表をいたしております。

平成20年度決算に基づく事業評価につきましても、同様に実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

まず、財政健全化は本当に進んでいるのかということでございますけれども、財政健全化プランにおける財政収支見通しにつきましては、財政健全化の方向を示したものでございます。見通し額は、決算ベースでの額であるとともに、推計当時とは歳入歳出とも財政状況が変化しておりますので、決算額との違いが出ております。

各項目のものを例に挙げてみますと、決算ベースで見ますと、まず人件費でございますが、平成18年は決算額の方が多くなっております。平成19年につきましては、決算額が少なくなっているということで達成されていると。同じく物件費でございますが、平成18年度は決算額が少なくなっておりますので達成されていると。19年度につきましては、ゼロ

ということで達成ということでございます。20年度、21年度につきましては、まだ決算出ておりません。21年度予算額ということですが、その中では、議員おっしゃるとおり推計額よりも多くなっているという状況でございます。

これは例えば人件費につきましては、財政健全化プランは普通会計でございます。一般会計と霊園事業特別会計の合計額でありますので、集中改革プランで示す町全体となるすべての会計による人件費で目標額を達成しておりますが、普通会計では、その他の特別会計との人事異動、あるいは人件費の増減等によりまして、また選挙時等の臨時的な事業により人件費が増加したりします。

物件費につきましても、経常的経費の部分につきましては削減しておりますが、やはり臨時的な事業で物件費が増額となっておりますこともございます。

このように推計当時とは財政状況が変化しておりますので、決算額との違いが出ますし、決算額を担保するものではございませんので、先ほど町長が申し上げましたが、各項目の推計額が削減目標額ではないということでございます。

財政健全化プランの実績につきましては、集中改革プランの実績を行政改革の進捗状況ということでお知らせをしております。その中で、先ほど町長からもお話がありましたが、基金残高をどのぐらい確保できたかということで判断をしていただきたいと思いますと考えております。

その基金残高では、平成20年度決算見込みでございますが、見通し額が20億3,400万円のところ、5億9,100万円上回ります約26億2,500万円を確保できる見込みでございます。

また、平成21年度の当初予算の基金の取り崩しにおきましては、財源不足のため20年度では約5億3,000万円を取り崩しいたしました。平成21年度当初予算では3億9,000万円の取り崩しで予算編成をすることができております。中でも、財政調整基金については39万7,000円の取り崩しでございます。このような形で予算編成をすることができてございます。

そのようなことで、基金取り崩しの額は必要最低限に抑制されている状況と考えておりますので、集中改革プラン及び財政健全化プランにより、財政健全化に向けての取り組みは一定の成果を上げていますと、このように考えています。

それと、利根町の行政評価ということでございまして、これは先ほど町長からもお話がありましたとおり、基本計画に基づきますまちづくりを確実に効果的に進めるために、各事務事業が成果を上げているか、また目標を達成しているかを検証して、今後実施する施策や事務事業等に連動させていくということで、効率的、効果的にその事業が進められているかどうかを検証していくということで、試行的に行っているものでございます。

各事業につきまして、目標を達成し、成果を上げているか、また町が実施する必要があったか、町民との協働を工夫しているか、事業を効果的に進めているかなど、計画、実施、評価、改善というサイクルによって施策の立案や改善につなげるということで行っており

ます。

1次評価につきましては、すべての予算事業、その他の基本計画の施策について、事務事業の担当課の担当者が事業評価調書を自己評価をするということで行いました。2次評価につきましては、全庁的な方針に基づきまして、総合計画や予算、組織、行政改革の担当課長及び主管課長が総合的かつ組織横断的な視点で評価を行っております。

続きまして、外部評価ということでございまして、内部の評価結果を外部の委員さんに評価をして指摘をいただいております。その外部の視点から、さまざまな課題や改善点の指摘をいただいております。件数としましては435事業、帳票を見ていただきまして、その意見を伺っております。委員の数は5人お願いしております。

最後に、その結果をもちまして総合評価ということで、庁内の、仮称ですけれども、利根町行政評価委員会というところで総合評価を行っております。その中で改善や見直しの検討を行い、最終的な決定をいたしまして、事業評価の公表ということで、ことしの平成21年3月にホームページの方に公表しております。

その中で、事業の必要性でございますけれども、本事業の必要性が低くなっている、あるいは事業の必要性がなくなっている等、435事業のうち、7事業がそのような指摘、結果を得ております。また、事業の有効性については、期待したほどの成果がないということと、成果が少なくとも今後向上見込みもないという事業が12事業ございました。今後の方針及び改善策ということで、休止あるいは廃止、事業手法の見直し等の指摘を受けたものが、休止が5事業、廃止が13事業、事業手法を見直した方がいいという結果になりましたものが7事業ほどございます。そのほか、現行どおりというのが368事業、今後拡充した方がいいという事業が25事業、縮小した方がいいという事業が16事業、ほかの事業と統合して一本化した方がいいという結果になったものが1事業ございました。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

○都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、2番目の総合振興計画と都市計画マスタープランの策定の進め方は適切かという中で、先ほど町長申し上げたとおりですけれども、基本的に総合振興計画につきましては、地方自治法でつくることというふうに定められてまして、それが町の将来計画の大もととなります。その下に、福祉計画もそうです、ごみ処理基本計画もそうですけれども、都市計画マスタープラン、マスタープランというのは訳しますと基本計画ということになりますけれども、総合振興計画の一部の町の将来都市像を細分化、細かく定めるものという形で、今回、平成19年度に総合振興計画の第3期基本計画が見直されまして、それと都市計画マスタープランの乖離が生じたことから、総合振興計画に合わせるために、今回平成20年度に都市計画マスタープランの見直しを追ってしたものでございまして、同時に進めるということにはちょっと不可能な状況になるかと

思います。

この見直しですけれども、平成32年という先の構想を持っていますけれども、総合振興計画におきましても5年ごとの見直し、この5年ごとに見直しというのは、社会情勢の変化等があった場合に見直しをかけるものと認識しておりますけれども、都市計画のマスタープランにおきましては、10年ごとに見直しというような位置づけがございます。

その中で、今回大きく変更を行ったものにつきましては、第1番目に、先ほど町長が申しあげましたけれども、社会情勢の変化で土地利用の計画が現行と合わない状況にきているという中で、土地利用の見直しを主に行っております。

それから、2番目として人口の見直し、なお、昨年3月の議会で白旗議員の方から、人口1万6,900人というのが人口動態調査研究所が発表されているとありますけれども、それも町では十分検討しております、その中に自然増、自然増も研究所ではもちろん見ていると思いますけれども、新たな住宅団地の開発、先ほど町長が申しあげました四季の丘の人口、まだ張りついていない四季の丘と、もえぎ野台団地ですか、それを加味して1万8,000人と。これは私の考えですけれども、どうしても町として人口は下がっていく想定をするにしても、今の人口をどうしても維持していきたいというのも、町としては入れて活気を出していきたいという気持ちも少しは入っているかと思っておりますけれども、この人口につきましては上位計画に合わせるというのが基本でして、総合振興計画とマスタープランが重複している部分が多いということでもありますけれども、逆に申しあげますと、重複するべきであると私どもは考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 3番白旗 修君。

○3番（白旗 修君） ご答弁をいただきましたけれども、さらに質問をいたします。

まず、1番目の財政健全化の問題ですけれども、財政というものは、単に貯金がふえたから達成しているんだという話ではないわけですね。財政というのは、貯金もありますし、消費しているものも、特にこれは財政削減が大きい課題ですから、そういうところもどうなっているかということをつータルで見えていかなきゃいけない。もちろん歳入の面につきましては、前々から指摘しておりますように、基本的に財政の歳入については考えられていないプランですから、これは今割愛いたします。

基金につきましても、合併騒動の当時、私も合併騒動に一市民として加わっております、よく覚えています、平成19年にも底がつくというような合併賛成派の、事実かどうか私はわかりませんが、私はそれをある程度信じておりましたけれども、もう19年で財政が破綻するというのが合併騒動のときのお話でした。基金をどう見るか、どう処理するかによって、残高も変わってくるはずですよ。

確かに、基金が減らないように努力されていることは私は評価しておりますけれども、それで財政再建プランが達成されているというのは、いささか違うんじゃないかと。3月

議会のときにも申しましたけれども、財政再建プランというのは普通会計で表示しているんですね。集中改革プランは全体でやっていますね。だから、私、集中改革プランと財政再建プランはちょっと違うということも私も指摘しておりますけれども、この財政再建プランと普通会計の決算、総務省に報告する、この資料で見えていきますと、少なくとも人件費、物件費につきましては、平成20年度、21年度については、私たちは予算しか知りませんが、明らかにふえているんですね、再建プランよりは。

前にも申し上げましたけれども、人件費と物件費というのは、相当に統制可能なものなんです。その統制可能なものがふえてしまっているということは、統制できていないということで、少なくとも目標、その部分については問題があると。それをどうやって削減する努力を今までなさったんですかということを行っているわけですが、お答えになっていないと、私は思っております。

人件費の問題は難しい問題も確かにあると思いますが、しかし、物件費についても、もっと下げる努力が必要だと思いますが、この2年間、あるいは今後の2年間、どう考えてやっておられるのか、お聞きしたいと思っております。

それから、総合振興計画と都市計画マスタープランと内容が重複ぎみだと申し上げているのは、私は、それぞれがそれぞれの根拠法に基づいてつくられていることはよく承知しております。それから、総合振興計画の下位計画としてマスタープランがあることも当然わかっています。しかしながら、この総合振興計画のこの冊子と、マスタープランのこの冊子と、よう見ますと、記述の方法をもう少し一本化して、ダブらせなくていいんじゃないか。要するに、重複した記述じゃなくていいんじゃないかと私は思っているわけです。

確かに、ある意味で飯田課長がおっしゃったように、重複するのが当たり前という考え方もありますけれども、これは国の行政が縦割りになっているからこういうことになるんであって、これは一本化することがあったっていいと思いますね。それを国の方に、うちは財政が厳しいから一つのものにまとめましたと、総合振興計画の部分はここを見てください、あるいは都市計画マスタープランはここを見てくださいとやればいいのかと思うんです。

この二つをつくるために、私の試算では230万円と130万円お金かかっています。360万円。しかも、これは部数は非常に少なく、これの4ページものは全戸配布されていますが、これは全戸配布されていませんね、何百冊に近い、これも1,000冊近い。これも全戸配布で薄いのが出ています。たくさんの金を使いながらそういう重複したものをやっているとどうでしょうか。財政削減を言っておきながら、そういうやり方は前例踏襲のやり方ではないんじゃないか。少なくとも発想の転換をすれば、これは小さい金額ですが、300何十万円。でも、そういうことの積み重ねじゃないでしょうかということなんです。

この予算化されたものはずっと少ないんですけども、そのためにかけている職員の時間、労務コスト、そういうものは決して少なくないということをお知らせしたい。

それから、中身につきましては、1万8,000人は、町長は、多過ぎると言っているのか、少な過ぎると言っているのかとお聞きになりましたけども、当然これは多過ぎるんです。

それから、今、飯田課長がくしくもおっしゃいましたけども、町としても希望を書いておきたいとおっしゃいました。これは間違いですね。希望と事実とは、分けて少なくとも明示しなきゃいけない。これは希望的な観測を、あたかもそれができるかのように読む人に錯覚させることになるわけで、それは大間違いですね。こうありたいという気持ちはわかりますよ。しかし、それは事実がこういう状況である。しかも、少なくとも計画として言う以上は、現実には即したことをやらなきゃいけないと私は思います。

これは、先日、県南水道の統合の問題について、事業団の方でつくった資料によりますと、同じ社会保障・人口問題研究所の20年のときに推計した数字ですが、平成32年、2020年、今から約11年先ですけども、1万6,400人でこの水道の需要を予測しているんです。これの方が本当なんですよね。希望的数値でやっちゃ困るんですよ。そういうことをなぜこういうところでやるのか、私にはわかりません。

それから、今おっしゃいましたけど、もえぎ野であるとか四季の丘とか、これからふえていくんだと。こういうことでございますけれども、現実はどうか。

ご承知のように、もえぎ野台というのは、開発許可がおりたのが平成3年で、工事が完了するというのが平成6年で、計画人口は2,400人、ことしの3月現在の人口は883人です。町の住基台帳から拾った数字でしょうけど。ですから、これは平成3年で開発を始めて、6年末に終わっているから、業者としても採算上7年か8年ぐらいには満杯になることを期待していたわけですが、それが平成21年3月の段階でもわずかに883、人口は予定の37%ぐらいしかいないわけです。あと63%これから入るんだからという見方もできますが、まだそれしか入ってないのかという問題もあるわけです。

それから、四季の丘、平成9年に開発許可がおりて、完工が平成10年の3月30日ということになっております。人口は計画人口が2,240人、そして現在の3月31日現在の人口は763人、大体予定の34%しか入っていない。これから余裕があるから1万8,000人になる、そういうそろばんをはじいているんでしょうが、これはちょっと問題があると思うんですね。

もえぎ野台についても、四季の丘についても、非常に困った問題が起きているわけですね。業者がうまくいかないで倒産したとか、町の税金がそのために未収になってしまった、何千万というお金が。そういうような状況の中で人口が予定どおりふえていかない。負の問題がいっぱいある。こういう状況の中で、ただ単純に、しかも私から言いますと、もえぎ野台や四季の丘が人口がふえるといっても、町は何をやっているんでしょうか。私は何もやっていないように思います。彼らのセールス、販売努力を待っているにしかすぎないんじゃないか。

こういうところに本当にいい人たちが住むようにするためには、福祉であるとか、交通

の問題とか、いろいろ多くの議員の皆さんがおっしゃっているようなことを積極的にやっ
ていかないと、1万8,000人なんてなりっこないんですね。そういうことをこういう計画
書に堂々と書くというのが、私は間違っているんじゃないかと思います。事実は事実、理
想は理想、その理想に近づけるために私たち町はこうやっていますということを書くのが
振興計画で、あるいは都市計画だと思います。そういう意味で、その重複した記述とい
うのはささいな問題ですけれども、でもそれは事務経費の問題として大きい問題と思
います。

そして、内容的には、そういう大切なことが抜けていて、ただ開発業者がそのうち埋め
てくれることを期待しているかに、私には見えますね。そういう難しい問題が既に起きて
しまっているということは全然出ていません。そういうような計画をつくるということが、
果たして適切なのかどうかということ。

それから、この計画をつくっていくプロセスにも問題があります。私は何回も言います
けども、形式的にはいろいろ町の人々が参加していました。でも、その人たちの意見をいろ
いろ聞いてみますと、我々はほとんど、もっとも参加する住民の方も発言する方が少ない
というのがちょっと問題なんですけれども、それは別としまして、町は、私から言わせ
ると、形式的に参加させておいて、あとは役所の中で考えているシナリオどおりに進めてい
く、ほんのちょっと住民の言うことを入れてやると、こんな感じでいろいろな計画ができ
上がる、こんなやり方でマスタープランですかということをお願いなんです。そういうこ
とをやっているのはだめなんです。だから、これからそういうことを改めていただけるか
どうか、ちょっとお聞きしたい。

それから、3番目は、行政評価システム、これは私が十分見えてない部分があったりし
て、失礼なことを言ったかもしれませんが、1次、2次、3次、そして総合評価と言っ
ていますけれども、1次は役場職員だけで、役所言葉で言うと事務事業評価ですよ。しか
し、役所の人間だけでやったってだめなんです。これは、こういうことの先進自治体はた
くさんありますね。インターネット見たらいっぱい出てきます。そういうところでもみん
な言っているんですが、初めから市民が参加してやらないと、お手盛りなんです。役所
の人間が自分たちのやっていることを自分たちだけ評価したら、お手盛りで、みんない
点数つくんです。もちろんまじめにやってないというんじゃないですよ。結果としてそう
なってしまう。少しは、やめなきゃいけない、やめるべきだとか、廃止すべきだとかとい
うものも出ておりますけれども、これは市民が入ったらもっとふえるんです。これは実績は
出ているわけですけれども。

そういう評価、第1次は一般職員、第2次は管理職がやる、どっちがやったってだめな
んですよ、それだけでは。市民が入らないと。3次評価で、初めて外部の人が入るときよ
う説明聞きましたけども、どんな人が入っているのか、どうやってその人が選ばれたのか
も全くわかりません。それから、その途中経過も知らされておられません。

そういう行政評価を試行的にトライアルでやっているということですから公表できない

というのかどうか知りませんが、しかし、やり方そのものが根本的に間違っている。ですから、そういうやり方ではないやり方をやっていかなきゃいけないと私は思いますが、そういう点を執行部の方はどうお考えになるか、お尋ねしたいと思います。

2問目終わります。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） いろいろと白旗節を聞かせていただきましたけれども、私からすれば、7割以上は否定を……しかございません。

議員のお話を聞いていますと、今の行政のシステムそのものを変えろと言っているように私は聞こえます。再三申し上げているように、これらの事業、これらの計画というのは、すべてこういうふうに町の将来像を描きなさい、その描いたもとに、町は、議会も住民も行政も、一緒になってその目標に到達するために努力しましょう。そういうことでの計画なんです。計画なくして何もないじゃないですか。

私はやはりこの総合振興計画、さきに皆様方にご審議をいただきました。その中で皆様方に決定をしていただいたんです。今さらそれを蒸し返してもしょうがない。決定された方向は決定された方向で、行政はそれを進めてまいるしかございません。

そういうことで、いろいろ人件費の問題とか物件費の問題とかございますけれども、その人件費につきましても、議員、よく考えてみてくださいよ。10数年も職員を採ってないんですよ。そうしますと、将来の職員の構図というのはどうなりますか。ただ削減、削減、やめろ、やめろ、肩切りばかり、首切りばかりでは、将来の行政というのはうまくならないですか。そのために、私は、職員につきましても昨年ぐらいから少しずつ補充したんですよ。ですから、少しは上がるかもわかりません。職員がふえるかもわかりません。しかし、これもみんな将来のためなんです。議員おっしゃるように、職員は確かに切れますよ。どうなりますか、その行き着く先は。とても考えられない事態に陥るんじゃないですか。そういうことも考えていただかないと、私は困ると思っております。

それから、先ほど合併に対しての賛成派議員が19年度財政が底をつくということで、私は信じたとかという話が出ていましたね。実際に議員も大変財政通でいらっしゃるんですが、底をつくつかつかないか、自分で調べればわかることだと思うんですね。

17年に私がついたときには、平成19年度において収支のバランスがとれなくなるんですよ。当時あった31億円の基金もなくなるんですよ。歳入だってそう急にふやせるわけじゃないですか。住民に重税を課すということはできないんですよ。地方税は全国统一ですから、利根町だけ引き上げるというわけにはまいません。そういうことから考えて、当時の行政を推計した場合には19年度でマイナスになる、要するに基金が底をつく。そして、20年には財政が立ち行かなくなると約12億円ぐらいの赤字に陥ってしまうということが当時推計されたわけです。それに基づいて私が財政改革プラン等を作成し、今後の町財

政をいかに立て直すか、財政破綻を回避するか、そういうことについて努力をしてまいったところでございます。ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、都市マスと振興計画、これが冊子が重複しているとか何とか、細かい点を言いましたけども、あるいはまた財政削減の中でお金を使ったということでおっしゃっていますけども、町の計画をつくるのに、少しぐらいお金使ったっていいじゃないですか。今まではコンサル頼んでやっていたんですよ、1,000万円も2,000万円もかけて。今回は手づくりで、わずか何百万円でやったんですよ。しかも、町民の皆さん方の考えを入れて。私はすばらしい計画だと思っていますよ。ですから、一部言葉なんかは重複しても、それはそれで手づくりのよさがある。私はそのように思っておるところでございます。

やはり利根町の将来像を描くものでございますから、より多くの皆様方のご意見を聞きながらこれを作成したということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つの大切な要素というのは、皆さん方もご承知か知りませんが、本来は都市マスタープランはつくらなくてもよかったんですよ。先ほども課長が言っていましたように、10年計画の都市マスですから、十分にできたんですよ。十分によかったんです。なぜつくらざるを得ないのか。

議員、それはよくご存じだと思います。議員が一生懸命になって地方競馬の会社の経営実態を細かく調べて、住民の皆様方に、これがいいかどうか、この会社がいいかどうかということで、住民の皆様方と公開討論的なものを行ったじゃないですか。これは土地利用の将来計画に基づくものでしたけれども、それについて大議論をしました。一番議論のもとになったものは、町に出された請願なんですよ。町に出されたといいますか、それは議会に出された請願なんです。これは町に出されていない。町というのは行政を指しますけれども、議会に出された請願があのような公開討論まで発展したんじゃないですか。

通常、請願というのは、議会で討論し、そして議会の皆さん方がその請願を取り上げるか、採決するかどうかを決めていくのが議会の場じゃないですか。住民から選ばれた皆さんが、住民から出された請願を採択するかどうかを決めるのは皆さんなんですよ。その決定に時間がかかったために、県、国はもう一度都市マスを見直せよと、本当に利根町の町民というのはどういう方向で町をしようと考えているのかその将来像を示せと、そういうことで改めてその都市マスを急遽つくったわけです。

ですから、議員が、職員を使って、人件費を使ってむだな計画をつくったというような表現されていますけども、決してこれは違うんです。町の方向性を改めて県に認めていただくためにつくったんです。

その延長上には何があるか。再三申し上げているように、土地利用を含めた町の自主財源の確保があるわけです。それが、今日、企業のいろいろな誘致活動となってあらわてきているじゃないですか。1年はおくれましたけども、1年はおくれていますが、そう

いう点でこの計画というものは非常に大切である。この計画がないと、土地利用計画は国も県も認めてくれません。ですから、議員がおっしゃっているのは、まるっきり行政に対する反旗を翻しているように私は思えてなりません。そういうことで、ぜひともこの計画等についてはご理解をいただくようお願いいたします。

それから、人口問題研究所等の推計した人口の推計、確かに私が申し上げた1万8,000人より低いですよ。しかし、第三者が推計した人口をうのみにして利根町で採用していいんですか。単なる統計じゃないですか。議会がいて、町民がいて、行政がいて、そういう推計は出ているけども利根町の将来はどういうふうを考えるべきかというのは、我々が考えていくんですよ。1万6,000じゃ少ないんじゃないの、もう少し努力目標として、あるいは土地利用を考えた中で、少しでも人口流出を食い止めよう、そういうふうにするのがこの計画だと思っています。ですから、単なる第三者の数字を利根町が利用する、使う、それはいいことかもわかりませんが、私はあんまりそういうのはしたくありません。ですから、議員とはちょっと意見が異なるということでご理解いただければと思います。

それから、外部評価の件でございます。確かに……。しかし、よく理解していただかないと、1分だけ残しますから。1分だけ残せば30分でもしゃべれますから大丈夫です。

行政評価の件なんですけども、初めから外部評価が入ってないというようなことでございますけども、やはり試行的に、町で今やっている事業が、それが必要なのか、効果があるのか、住民から見た場合どうなのかということで、試行的に始めたものなんです。

1次的、2次的に評価をしていきますけれども、3番目に外部評価、外部の人に評価していただくということにつきましても、私は最初から外部の人を入れてもいいんですけども、果たしてわかるでしょうかね。今ここで皆さん方と議論していても、肝心かなめの町の方向性を決める振興計画、マスタープランについても、このように理解がいただけない、食い違う中で、果たして300も400もある事業一つ一つ、私は、皆さん方に理解していただくというのは時間的に無理がある、それこそ職員の膨大な時間と労費がかかると思っています、まずは庁内での評価から始まったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

3分ありますから十分です。

○議長（若泉昌寿君） 3番白旗 修君。

○3番（白旗 修君） 町長と議論をしておりますと、基本的なベクトルといいますか、方向性というか、スタンスというか、それがちょっと違うものですから、なかなかかみ合わないと思います。

ちょっと後ろの方から申し上げますと、例えば外部評価の問題も、そうおっしゃいますが、そんなことじゃないんですよ。現実には多くの先進自治体はそういうことをやっていますから。私自身もコンサルタントとして企業でそういうことをやっていますからわかりますけども、外部の人がわからないというのは、ちょっと決めつけかなと私は思います。

それから、コンサルタントに基本計画書を頼まなかった、これは前の町長の時代、前の前の町長の時代の、ああいうコンサルタントに丸投げでやってもらうというものと違って手づくりでやった、これは私も評価します。大変結構なことです。私が言っているのは、その作業のやり方、内容、その辺で問題があるんだと。ある意味、それはもう一つ高いレベルのことを私は要求しているのかもしれませんが、しかし、企業の間人であれば、そういうことは考えて、もっと別の合理的なやり方をやるんじゃないでしょうかということ、私は申し上げたい。

それから、もう一つ、私は財政削減ということは非常に大事だということを言っておりますけれども、何も職員をすぐさまカットするとか、そういうことは一切言っておりません。人件費を抑制する方策というものは考えなきゃいけませんけれども、そういうことを直に言っているわけではありません。

ただ、私が言っているのは、目標として財政健全化プランの中で示した以上は、前にも申し上げましたように、目標は達成するためにつくるものが目標であって、単なる推計にすぎないなどというのは、私から言わせると詭弁にすぎないわけです。目標というのは達成するためにあって目標があるわけですから、それを単なる推計であるとかいうようなおっしゃり方は、私は一般的には通用しないと思っております。

それから、人口の問題もそうですよ。

○議長（若泉昌寿君） 白旗議員、質問時間終わりましたので簡潔にお願いします。

○3番（白旗 修君） わかりました。

それから、人口の問題も、何も単純に人のものをそのまま借りてくるということではない。より現実との関係でどうなのかと。大事なことは、問題点はどこから見えるか、どうやったら問題点は見つかるかということなんですけれども、これは目標と現実のギャップが問題点と、私は、あるいは私たちは定義しております。目標があって現実がある。この現実と目標の間をどう埋めるかということが問題解決なんです。

ですから、現実を全然抜きにした数字だけを出して、それに向かって進めというの、やり方としてはおかしいし、それから議会やなんかでみんなで議論した結果そうなんだとおっしゃいますが、実際問題はそういう議論が十分になされていない。それは今言ってもしょうがないです。そういう現実の問題も含めて、実際の問題解決には遠いやり方、こういうものができているということを申し上げたい。

ちょっと考え方の基本が違いますからしょうがないですけれども、私が言いたいことはそういうことでもあります。

○議長（若泉昌寿君） 答弁は。

○3番（白旗 修君） そのことについて一言おっしゃってください。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） いろいろな計画をつくる作業、これはいろいろあると思いますけれども、もしそういうやり方、高レベルな作業の仕方というのであれば、ただ言葉だけでなく、こういうふうにやったらいいんだよというふうにお示しいただければ、私どもも参考にしたいと思っております。

それから、達成するためにとかというお話でございませけれども、この行政改革、集中改革プラン等につきましても、再三申し上げますように、総体的には達成しているんですよ。ただ、部分的に達成していないんです。だから、さっき言ったように、人件費の問題とか、いろいろ総合的に考えると部分的にはあるんです、いろいろな問題が。そういうことで、総体的に達成しているから、私どもは達成したというふうに申し上げているので、その辺をどうぞご理解をいただきたいと思っております。

それから、私、別に人口問題研究会が間違っているとか何とか、それは全然数字は見ないということではないんです。それらは当然参考にいたしますけれども、やはり利根町が進むべき方向づけというのはこのぐらいだろうと、このぐらいがちょうど将来の人口的に行政が執行する中でいいだろうと、そのぐらいの目標は立てないと、これは行政はいけないと思うんですね。

44市町村、議員も調べられたかと思うんですけども、前の振興計画から都市マスに移したときの人口の見直し、今回、土地利用と人口見直しいたしましたけども、利根町だけです、現実的に人口を下げたのは。県でも、関係市町村でもびっくりしていますよ。よくこんなに人口を下げたのが通ったなど。みんな高いレベルで、例えば利根町であれば今まで3万2,000でしたか、その目標は変えないで中身を変えていくというような方向ですべてやってきたわけです。

ですから、茨城県の、当然利根町の計画書は県の方に提出します。向こうでチェックしていただくんですけども、よくこの1万8,000人という数字を出したなどということで、逆に、実に現実的だというふうに大変評価をされているところでございますので、つけ加えてお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） 白旗 修君の質問が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日6月9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時04分散会